

改正相続法についての解説

2018年(平成30年)11月

兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム

はしがき

本冊子は、平成30年7月6日成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成30年法律第72号)及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(平成30年法律第73号)により改正された相続法制について、民法改正検討プロジェクトチームの有志委員が分担して執筆した解説書です。

近年、民事基本法制についての改正が相次いでいますが、今般の相続法の改正は、これまでにも増して我々弁護士の実務に多大な影響を及ぼすことが予想されます。本書が当会会員の皆様の改正相続法の理解に幾ばくかでも資することができれば僥倖です。

なお、本冊子の編集にあたり、田中洋神戸大学大学院法学研究科准教授から貴重なご助言をいただきましたことに謝意を表します。

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸之

同 民法改正検討プロジェクトチーム

座長 上原隆志

本書の使い方

本書は、平成30年7月6日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成30年法律第72号)及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(平成30年法律第73号)により改正された相続法制についての解説書です。

上記法律によって改正された民法(以下「新民法」といいます。)については、新民法の条文毎に簡単な解説コメントを付しました。また、改正された家事事件手続法についても、必要な限りで条文を引用し、簡潔なコメントを付しています。他方、主として読み易さの観点から、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」については、制度の概略を説明するに留め、法文は巻末付録としてます。

なお、本書では、通常のコンメンタールとは異なり、法制審議会民法(相続関係)部会において示された「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」の改正項目毎に、関係する新民法の条文を適宜引用するという構成を採用しています(条文の引用部分については、その部分を四角の枠で囲うことで、引用であることを明示しています)。

また、本文内において、参考資料として法務省民事局が作成した図解資料を引用していますので、改正のあらましをごく簡単に確認したい読者は、当該図解資料だけをまずざっと一読されてから本文解説を読み進むことで、改正法についての理解がよりはかどるものと思われます。

なお、立法過程での議論を確認したい読者のために、改正項目毎に、法制審議会における部会資料の番号、中間試案、追加試案等を引用しています。

最後に、今回の改正に至るまでの経緯と動向について確認したい読者は、本文冒頭にある序論「相続法改正の経緯と動向について」を、新民法の施行期日と経過措置について確認したい読者は、補論「附則」をそれぞれ一読することをお薦めします。

目次

序論 相続法改正の経緯と動向について	1
図解資料【相続法改正の概要】.....	8
第1 配偶者の居住権を保護するための方策	9
1 配偶者居住権(1028条～1036条)	9
図解資料【配偶者居住権】.....	19
図解資料【配偶者居住権の評価】.....	20
2 配偶者短期居住権(1037条～1041条)	21
図解資料【配偶者短期居住権】.....	28
第2 遺産分割に関する見直し等	30
1 持戻し免除の意思表示の推定規定	30
図解資料【持戻し免除の意思表示の推定】.....	34
2 仮払い制度等の創設・要件明確化	35
図解資料【仮払い制度】.....	41
3 一部分割	42
4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲	46
図解資料【相続開始後の共同相続人による財産処分】.....	52
第3 遺言制度に関する見直し	53
1 自筆証書遺言の方式緩和	53
図解資料【自筆証書遺言に関する見直し】.....	56
2 自筆証書遺言の保管制度の創設	57
図解資料【法務局における遺言書の保管等に関する法律について】.....	59

3 遺贈の担保責任等	60
4 遺言執行者の権限の明確化等.....	64
第4 遺留分制度に関する見直し	76
1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し	76
図解資料【遺留分制度の見直し】	83
2 遺留分の算定方法の見直し	84
3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し	91
第5 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し.....	96
1 権利の承継に関する規律	96
図解資料【相続の効力等に関する見直しについて】	100
2 義務の承継に関する規律	101
第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	104
図解資料【特別の寄与】	111
補論 附則	112
巻末付録	125
・部会資料19－2(長期居住権の簡易な評価方法について)	125
・法務局における遺言書の保管等に関する法律	137

序論 相続法改正の経緯と動向について

1 明治民法の制定と相続法制

民法は、明治29年(1896年)4月27日、総則、物権及び債権の3編が明治29年法律第89号として公布され、次いで、明治31年(1898年)6月21日、親族及び相続の2編が明治31年法律第9号として公布された。民法典全体は、同年7月16日から施行された¹。

明治民法における相続制度は、家督相続と遺産相続の二元的制度によって構成されているが、その根幹は、家督相続である²。家督相続とは、戸主の変更があった場合において旧戸主の権利義務(一身専属的権利義務を除く。)が新戸主に承継されるという制度である(旧規定964条、同986条)。戸主は家に一人であるから、家督相続では常に単独相続である。また、死亡以外の事由(たとえば隠居)によつても戸主の変更が発生することから、家督相続では生前相続も生じる。

これに対し、遺産相続は、戸主を除く家の構成員である「家族」³が死亡した場合において、当該家族の権利義務が遺産相続人に承継されるという制度であり、共同相続が認められていた(旧規定732条、同992条、同994条2号、同1001条)。

2 戦後における相続法の改正

民法第4編(親族)及び第5編(相続)の規定は、戦後、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」(昭和22年法律第74号)による暫定的措置を経て、民法の一部改正(昭和22年法律第222号)によって改正された。相続法については、家督相続制度が廃止され、配偶者の相続権の確立がなされた。この改正では、条文の文章表現が全面的に平仮名・口語体に書き改められるという外見的な変化も生じたので、

¹ 過去には揺れ動きがあつたが、現在の法制執務では、明治31年法律第9号は明治29年法律第89号に対する追加的一部改正法であり、両者は一体のものとして理解されているため、民法典の法律番号は、現在でも「明治29年法律第89号」である。小林昭彦=原司『平成11年民法一部改正法等の解説』(法曹会)37頁参照

² 中川善之助=泉久雄『相続法(第3版)』31頁

³ 明治民法における「家族」とは、戸主の親族にしてその家に在る者及びその配偶者を意味する(旧規定732条)。

ここにおいて断絶的な変化が発生したという印象を与えがちである。しかしながら、この改正は、戦後改革期における時間的制約がある中での応急的な改正であり、明治民法のうち日本国憲法に抵触する部分を是正することを主たる課題にしていましたことから、憲法に抵触するという認識に至らなかつた部分については、文章表現が改められたものの、明治民法の規律がほぼそのまま維持された。そのため、特別受益、遺産分割、相続放棄・承認・限定承認、財産分離、相続人の不存在、遺言、遺留分といった制度は、その基本構造において変化が生じていない⁴。

3 その後の部分改正

(1) 昭和37年の部分改正

昭和37年に成立した相続法の部分改正(昭和37年法律第40号。同年7月1日施行)では、①代襲相続制度の見直し、②相続の限定承認・放棄の見直し、③特別縁故者への分与制度の新設などがなされた。しかし、全面的な見直しには相当の時間を要することから、解釈上の疑義が生じていた問題等についての立法的な手当てをするに留められた⁵。

(2) 昭和55年の部分改正

昭和55年に成立した相続法の部分改正(昭和55年法律第51号。昭和56年1月1日施行)では、①配偶者の法定相続分の引き上げ、②寄与分制度の新設、③兄弟姉妹が相続人となる場合の代襲相続人の範囲の制限、④遺産分割の基準(民法906条)についての文言の補充、⑤遺留分の見直しなどがなされた⁶。

(3) 平成11年の部分改正

平成11年に成立した民法の一部改正(平成11年法律第149号)⁷は、成年後見

⁴ 法制審議会民法(相続関係)部会「参考資料2」1頁参照。なお、家督相続制度の廃止に伴う措置として、祭祀財産の所有権の処理(旧規定987条参照)に関する祭祀主宰者(897条1項)の制度が新設された。

⁵ 法制審議会民法(相続関係)部会「参考資料2」

⁶ 法務省民事局参事官室『新しい相続制度の解説』(昭和55年)7頁参照

⁷ 遺言の方式に関する部分は平成12年1月8日から施行され、その他の部分は同年4月1日から施行された。

制度及び遺言の方式の改正をその骨子としているが⁸、遺言の方式については、聴覚・言語機能障害者が手話通訳等の方法によって公正証書遺言等をすることができるようになった。

4 最高裁決定を契機とした動き

平成25年9月4日の最高裁決定(最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁)は、民法900条4号ただし書の規定のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分が一定の範囲において憲法14条1項に違反しているという判断を示した。そこで、法務省は、同決定において指摘された違憲状態を速やかに解消することを内容とする改正法案を作成した。そして、平成25年12月5日には改正法が国会で成立するに至った(平成25年法律第94号。同月11日公布・施行)。

しかしながら、そこに至る過程で困難が発生した。法務省は、同法案の閣議決定(同年11月12日)に先立ち、自民党の法務部会において同法案を説明したところ、出席議員から、「法改正で不倫が助長される。」などの批判が続出し⁹、強い反発を受けた。法務省は、その状況を踏まえ、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から相続に関する規律を見直すことになった。

5 「相続法制検討ワーキングチーム」の検討作業

法務省は、その対応として、平成26年1月、民法の研究者や一般有識者を委員とする「相続法制検討ワーキングチーム」(座長・大村敦志)を設置した。同ワーキングチームでは、相続における被相続人の配偶者の保護を中心的なテーマとして検討を行ない、平成27年1月28日、その検討結果を「相続法制検討ワーキングチーム報告書」に取りまとめた¹⁰。同報告書は、以下の5項目について検討結果を示した。

- ① 被相続人の配偶者の居住権を法律上保護するための措置
- ② 配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置
- ③ 寄与分制度の見直し

⁸ 小林昭彦=原司・前掲書参照

⁹ 平成25年11月5日付け日本経済新聞。部会第1回会議議事録参照

¹⁰ 部会参考資料1

- ④ 遺留分制度の見直し
- ⑤ その他の検討事項(遺産分割における可分債権の取扱いについて、遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮する方策)

6 法制審議会における審議等

(1) 法務大臣の諮問と民法(相続関係)部会の設置

平成27年2月24日開催の法制審議会総会(第174回会議)では、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」という法務大臣の諮問第100号を受けて、法制審議会に民法(相続関係)部会(以下「部会」という。)が設置された。

(2) 部会における審議

部会は、同年4月21日開催の第1回会議において審議を開始し、最終的には、平成30年1月16日開催の第26回会議において、「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」をとりまとめた。そこに至るまでの過程において、平成28年6月21日開催の第13回会議において、「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、パブリックコメント(平成28年7月～9月末日)に付されたほか、平成29年7月18日の第23回会議において、同パブリックコメント後に新たに提案された方策について「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)」として取りまとめられ、パブリックコメント(平成29年8月～9月22日)に付された経緯がある¹¹。

(3) 要綱の採択

平成30年2月16日開催の法制審議会総会(第180回会議)において、「民法(相

¹¹ 法務省のウェブサイト(http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00294.html)では、部会の議事録のほか配布資料(部会資料、参考資料等)が公開されている。

続関係)等の改正に関する要綱」が採択された。同要綱は、同総会の閉会後、法務大臣に答申された。

(4) 要綱の骨子

要綱は、以下の6項目を骨子としており、配偶者の死亡により残された他方配偶者の保護を重視する内容になっている。

- ① 配偶者の居住権を保護するための方策
- ② 遺産分割に関する見直し等
- ③ 遺言制度に関する見直し
- ④ 遺留分制度に関する見直し
- ⑤ 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し
- ⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

7 法案提出と国会における議決

上記要綱に基づいて法務省において作成された法案である「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」は、平成30年3月13日、閣議決定を経て、第196回通常国会に提出された。両法案は、同年6月19日、衆議院本会議で可決され、同年7月6日、参議院本会議で可決されたことにより、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成30年法律第72号)及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(平成30年法律第73号)として成立し、同月13日に公布された。

8 施行期日について

- (1) 「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」は、原則として平成31年7月1日から施行される(附則1条本文、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令)。その施行日前に開始した相続については、附則に特別の定めがある場合を除き、改正前の規定が適用される(附則2条)。
- (2) これと異なる施行期日が定められた改正規定としては以下のものがある。
 - ① 自筆証書遺言の方式等に関する改正(968条、970条2項及び982条の改正

規定)については、平成31年1月13日から施行される(附則1条2号)。

- ② 配偶者居住権及び配偶者短期居住権に関する改正規定については、平成32年4月1日から施行される(附則1条4号、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令)。
 - ③ 先行して成立した民法(債権関係)改正(平成29年法律第44号)との平仄を考慮して改められた規定(998条、1000条及び1025条ただし書の改正規定)は、同改正法の施行の日(平成32年4月1日)から施行される(附則1条3号)。
- (3) 「法務局における遺言書の保管等に関する法律」は、平成32年7月10日から施行される(同法附則、法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令)。

9 今回の相続法改正の特徴と問題点

今回の相続法改正は、前述のとおり、一定の政治的契機によって取り組みが始まり、配偶者の死亡により残された他方配偶者の保護を主要なテーマにして検討が進められた。そのため、改正に向けた検討ないしは審議において、相続法制全般にわたって問題点の洗い出しがなされたわけではなく、さりとて緊急性がある課題が精選されたわけでもない。そもそも、配偶者の死亡により残された他方配偶者の保護というテーマは、そのような法改正の要望が法律実務の現場に生じていたわけでもない。

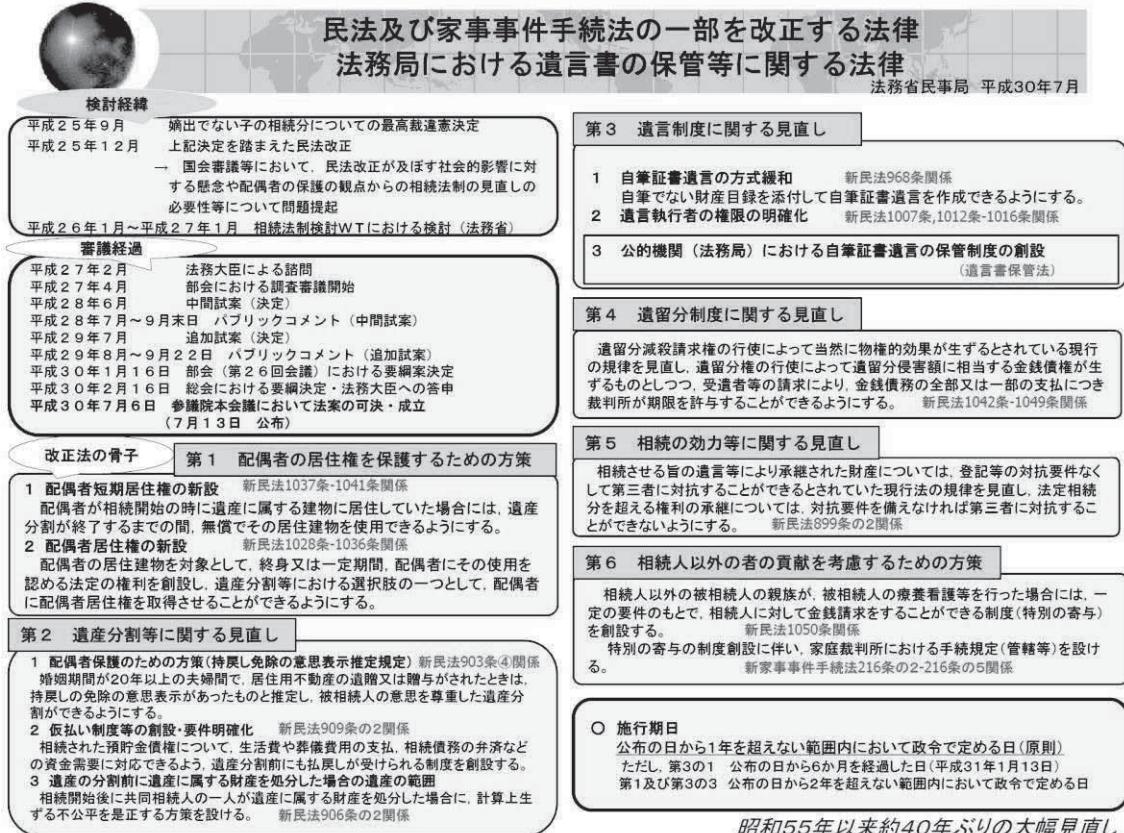
もっとも、部会の審議の過程で新しい論点が追加されたことによって、当初見受けられたスタンスの狭さが幾分緩和される展開になった。このような事情により、今回の改正の意味や論点の選定には分かりにくさが生じている。民法改正のプロセスとしてこのような在り方が望ましいのか否かという問題はあろう。

法改正においては、論点の取捨選択と方向づけが極めて重要である。国民生活への関わりが深い基本法である民法を改正するに当たっては、初期の検討段階における問題点の収集・選定を含めて、法律実務家を含めた国民各層の意見が十分反映される方策が採られることが望まれる。改正を必要とする事実が社会に存在するかどうかを調査し、実務に生じている悩みや要望を吸い上げる配慮も当然必要である。るべき改正の

プロセスがいかなるものであるかという問題を含めて民法改正のあり方については、活発な議論がなされることを期待したい。

序論 相続法改正の経緯と動向について

図解資料【相続法改正の概要】



昭和55年以来約40年ぶりの大幅見直し

〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263586.pdf>〉

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

部会資料2・1～13頁、6・1～14頁、11・1～6頁、12・1～6頁、13・1～5頁、中間試案補足説明、14・1～4、
15・1～15、19-1・8～11頁、19-2・1～11頁、21・1～10頁、22-1・1～5頁、22-2・1～5頁、23-1・1～7頁

1 配偶者居住権(1028条～1036条)

(概要)

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、原則として配偶者の終身期間、同人に無償で建物の使用収益を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を創設した。

(配偶者居住権)

第1028条 被相続人の配偶者(以下この章において単に「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
 - 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
- 2 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。
- 3 第903条第4項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

1 制度趣旨

現行法の下では、被相続人の死亡後に、被相続人の遺産である建物に配偶者が居住を続けることを希望する場合には、配偶者がその建物の所有権を取得するか、あるいは、その建物の所有権を取得した他の相続人との間で賃貸借契約等を締結することが考えられる。

しかし、前者の方法による場合には、居住建物の評価額が高額となり、配偶者がそれ以外の遺産を取得することができなくなつてその後の生活に支障を來す場合も生じうる。また、後者の方法による場合には、その建物の所有権を取得する者との間で賃貸借契約等が成立することが前提となるため、契約が成立しなければ、居住権は確保されないことになる。

配偶者居住権の制度は、上記のような問題に対処するため、配偶者の居住建物の所有権を、使用権に関する部分とその余の部分とに分割するのに必要な受け皿となる権利を新たに創設することにより、居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価格で配偶者の居住権を確保しつつ、配偶者にその他の財産をも確保することを可能とするものである。なお、遺産分割における配偶者居住権の簡易な評価方法については、部会資料19-2(巻末付録)を参照のこと。

2 新民法1028条1項について

(1) 本条項の柱書は、配偶者居住権の成立要件につき、配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していたことを定める¹²。

配偶者居住権の法的性質については賃借権類似の法定債権とされている¹³。もっとも、配偶者居住権は、配偶者が賃料の支払い義務を負わず居住建物を無償で使用することができる点、居住建物の所有者が配偶者に対し建物の使用収益をするのに適した状態にする義務(修繕義務等)を負わず、配偶者が無償で居住建物を使用することを受

¹² 配偶者居住権は、配偶者短期居住権(1037条1項)とは異なり、相続開始時の無償での居住は要件とされていないことに注意が必要である。

¹³ 配偶者居住権の法的性質を如何なるものにするかについては、部会において議論されていたところであるが、配偶者の居住権を余りに強力な権利とすると不動産の流通が阻害されるおそれがあるとの懸念から、新たな用益物権が創設されるには至らず、賃借権類似の法定の債権と位置づけられた。

忍すれば足りる点¹⁴、対抗要件を登記のみとし、建物の占有をもって対抗要件とはされていらない点(新民法1031条2項)等で、賃借権と異なっている。

配偶者居住権の内容として、配偶者は「無償で」¹⁵居住建物を使用及び収益¹⁶することができるのこととされている。

(2) 本条項柱書きのただし書きにおいて、①配偶者が居住建物について持分を有するときであっても配偶者居住権を取得することができること¹⁷、②被相続人及び配偶者以外の者が共有持分を有する建物については、配偶者居住権は成立し得ないことを定めている¹⁸(①は、配偶者居住権の成立除外事由を②の場合に限ることによって明らかにされている)。

(3) さらに、本条1項各号は、配偶者居住権の成立要件として、配偶者が居住建物に相続開始の時に居住していることに加えて、遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき(1号)または配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき(2号)を定めている¹⁹。なお、本条項各号には、死因贈与は挙げられていないが、死因贈与によっても配偶者居住権を成立させることができると解されている²⁰。

¹⁴ 金融法務事情2099号12頁。

¹⁵ 立法過程では、これを有償とし配偶者が建物所有者に対して対価を支払うべきこととすることも議論されたが、遺言や家事審判により相続人に有償の義務を負わせるのは私的自治の原則との問題が生じうことから、これを無償としたうえ、配偶者居住権の価額の評価を全額前払い方式とすることにより調整が図られた。

¹⁶ 配偶者居住権の内容としては、配偶者短期居住権と異なり、使用のみならず収益をする権利までが認められている。もっとも、配偶者は、居住建物所有者の承諾を得なければ、第三者に居住建物を使用または収益させることができないとされているため、留意が必要である(1032条3項、金融法務事情2099号12頁)

¹⁷ 立法段階においては、配偶者居住権は配偶者の従前の住居における生活を保護しようとするものであることから、配偶者が居住建物について共有持分を有している場合には、自己の持分に基づき居住建物を使用できることを理由に、配偶者居住権を成立させる必要は無いとの指摘もあった。しかし、このような場合であっても、他の共有者から使用料相当額の不当利得返還請求または共有物分割請求がなされるなどして、居住を継続できなくなるおそれがあることから、配偶者が居住建物の共有持分を有していたとしても、配偶者居住権は成立するものとされた。

¹⁸ 被相続人と第三者が建物を共有している場合であっても配偶者居住権が成立しうることとすると、当該第三者の利益を害することから、かかる場合には配偶者居住権は成立しないものとした。

¹⁹ 立案担当者は、特定財産承継遺言(遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人または数人に承継させる旨の遺言(1014条2項参照)。いわゆる相続させる旨の遺言。)によっては、配偶者相続権を取得させることができないとする(金融法務事情2099号11頁)。

²⁰ 死因贈与については、554条においてその性質に反しない限り、遺贈に関する規定が準用されるため、1028条1項各号に列挙されなかつたにすぎないとされている(金融法務事情2099号12頁)。

3 新民法1028条第2項について

本条2項は、配偶者居住権が成立した後に、配偶者が居住建物の共有持分を取得した場合であっても、混同の例外として、配偶者居住権が消滅しないことを定めている。

4 新民法1028条3項について

配偶者居住権についても、持戻し免除の意思表示を推定する新民法903条第4項の準用があることを定めるものである。

(審判による配偶者居住権の取得)

第1029条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

- 一 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。
- 二 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めると認めるとき(前号に掲げる場合を除く。)。

本条は、家庭裁判所が遺産分割審判によって配偶者居住権を設定することができるための要件を定めている。

第1号(共同相続人全員の合意がある場合)では、特段の要件は設けられていない。

これに対し、第2号の場合には、①配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出たこと、②居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために必要があると認められが必要とされている

²¹ ◦

²¹ ①の要件は、配偶者居住権という換価性のない財産を配偶者の同意なしに取得させる意義はないとの考慮に基づく。②の要件は、配偶者に配偶者居住権を取得させる場合、その建物の所有権を取得する相続人

(配偶者居住権の存続期間)

第1030条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

本条は、居住建物所有者の負担の予測可能性に配慮し、配偶者居住権の存続期間を定めるものである。本条によれば配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間とされるが、遺産分割等により期間を定めた場合にはその定めるところによることとなる。

(配偶者居住権の登記等)

第1031条 居住建物の所有者は、配偶者(配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。)に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

2 第605条の規定は配偶者居住権について、第605条の4の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。

本条は、配偶者居住権を取得した配偶者は、居住建物の所有者に対し設定登記請求権を有すること、配偶者居住権の対抗要件が設定登記であることを定めている(建物賃借権とは異なり、引き渡しを対抗要件としてない点に注意が必要である²²⁾)。

はその存続期間中これを使用することができず、建物所有者と配偶者との間で紛争が生ずるおそれがあるため、建物所有者となる相続人の意思に反して裁判所が配偶者居住権を取得させることができる場合を、配偶者の居住権保護の必要性が特に高い場合に限定したものである。

²² 配偶者居住権の対抗要件を、賃借権と同様に建物の占有とすると、被相続人の死亡と同時に配偶者は対抗要件を備えることとなる。そうすると、配偶者は被相続人の死亡後に居住建物を差し押された一般債権者に常に優先することから、被相続人の一般債権者としては、このような自体を回避するため、履行遅滞にある債務者が高齢である場合には、早期に差押え等をして債権を保全することになりかねない。また、賃借権の場合には、その目的建物の所有権を取得した者が賃借権の存在を知らなかつたとしても、その後の賃

(配偶者による使用及び収益)

第1032条 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかつた部分について、これを居住の用に供することを妨げない。

- 2 配偶者居住権は、譲渡することができない。
- 3 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。
- 4 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

1 1項について

配偶者居住権は、配偶者にその居住建物を無償で使用する権利を認めるものであるから、その反面、当該建物について、従前の用法を遵守すべき義務及び善管注意義務を負うものとされている。もっとも、配偶者居住権は、配偶者が相続開始の時に少なくとも一部を居住の用に供していたことを要件として、建物の全部に成立することとされていることから(新民法1028条1項)、従前の用法を変更し、居住の用途とすることは妨げられないとされている。

2 2項について

本条項は、配偶者居住権が譲渡できない旨を定める²³。

料を取得することができるのに対し、配偶者居住権の場合にはその存続期間中の賃料收入すら得られないため、第三者に権利の内容を公示すべき必要性がより高い。これらのことから、配偶者居住権の対抗要件としては、その設定の登記が求められることとなった。

²³ 立法過程では、配偶者が予定していた期間を経過する前に予期しない事情から転居せざるを得なくなつたような場合等、生活費の取得のために売却を可能とすべきではないかとの議論があつたが、配偶者居住権は、配偶者自身の居住環境の継続性を保護するためのものであり、第三者への譲渡を認めるることは、制

3 3項について

配偶者居住権はあくまでも使用及び収益をする権限であることから、目的物の処分や変更にあたる増改築については、建物所有者の承諾が必要とされた。

また、賃貸借における賃貸人と同様、建物所有者は、誰が建物を使用するかについて重大な利害関係を有することから、居住建物を第三者に使用若しくは収益させる場合にも、建物所有者の承諾が必要とされた。

4 4項について

配偶者に用法遵守義務違反ないし善管注意義務違反があった場合や、配偶者が所有者に無断で増改築ないし第三者に使用収益をさせた場合には、建物所有者は相当の期間を定めてその是正の催告をし²⁴、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができるとされた。

(居住建物による修繕等)

第1033条 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

- 2 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。
- 3 居住建物が修繕を要するとき(第一項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。)、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

度趣旨との関係で必ずしも整合的であるとはいえないなどの指摘があり、最終的には配偶者居住権の譲渡は禁止されることとなった。このような場合には、配偶者は居住建物所有者の承諾を得て居住建物を第三者に賃貸し賃料を得ることでその生活費を調達することになる(1032条3項)。

²⁴ 配偶者居住権の場合には、配偶者は自己の相続分において賃料の前払いをしたのと同様の経済的負担をしていることから、賃貸借契約に類似するものであり、原則として催告を要することが相当とされた。

本条は、配偶者に対し第一次的な修繕権を認めることとし、居住建物の所有者の修繕権は二次的なものとしている(同条2項)²⁵。

(居住建物の費用の負担)

第1034条 配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担する。

2 第583条第2項の規定は、前項の通常の必要費以外の費用について準用する。

本条は、居住建物の費用に関し定めるものである。本条1項では、通常の必要費は配偶者の負担とされている²⁶。なお、ここでいう通常の必要費としては、固定資産税²⁷や通常の修繕費などが想定されている。これに対し本条2項は、通常の必要費以外の臨時の必要費、及び有益費については民法第583条第2項を準用し、建物所有者の負担となることを定める²⁸。もっとも、有益費については、建物所有者の請求により、裁判所は、その償還について相当の期限を許与することができる。

²⁵ 貸貸借契約における賃貸人と異なり、居住建物の所有者は、配偶者に対し、建物を使用及び収益するのに適した状態にする義務(修繕義務等)までは負っておらず、配偶者が無償で居住することを受容すれば足りるとされている(金融法務事情2099号12頁)。

²⁶ 自ら使用収益ができない建物所有者に、配偶者が建物を使用するのに適した状態にすべき義務を負わせるのは相当でないことが考慮された結果である。

²⁷ 配偶者居住権の設定された建物の固定資産税の納税義務者は建物所有者であるため、居住建物の所有者は、固定資産税を納付した場合には、配偶者に対し求償できる(金融法務事情2099号13頁)。

²⁸ これらの費用は、最終的には建物所有者の利益になることから、建物所有者の負担とすることが相当であることが考慮されている。

(居住建物の返還等)

第1035条 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第599条第1項並びに第621条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

1 1項について

配偶者居住権が消滅した場合には、原則として、配偶者は居住建物を使用する権利を失うこととなるから、配偶者は居住建物を返還しなければならない。

もっとも、配偶者は、居住建物の持分を有しながら、配偶者居住権をも有している場合があり(新民法1028条1項柱書きのただし書き、2項)、この場合には、配偶者は共有持分に基づく居住建物の使用権限を持つことから、建物所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を請求することができないものとした。

2 2項について

本条項では、配偶者が相続開始後に居住建物に付属させた物がある場合には、使用貸借における借り主と同様、配偶者に収去権及び収去義務があることを規定している(599条1項2項の準用)。また、本条項では、居住建物について相続開始後に生じた損傷がある場合には、配偶者は、賃借人と同様、通常損耗及び経年変化を除き、原状回復義務を負うことを規定している(621条の準用)。

(使用貸借及び賃貸借の規定の準用)

第1036条 第597条第1項及び第3項、第600条、第613条並びに第616条の2の規定は、配偶者居住権について準用する。

本条により、期間満了等による使用貸借の終了(597条1項3項)、損害賠償及び費用償還請求権についての期間制限(600条)、転貸の効果(613条)、賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了(616条の2)といった使用貸借及び賃貸借に関する規律が配偶者居住権に準用される。

特に、597条3項が準用されているため、配偶者が死亡した場合には、遺産分割等により存続期間を定めていた場合でも、配偶者居住権は当然に消滅し、相続の対象にならないことが明らかとされている²⁹。

²⁹ 金融法務事情2099号12頁。

図解資料【配偶者居住権】

配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)

1. 見直しのポイント

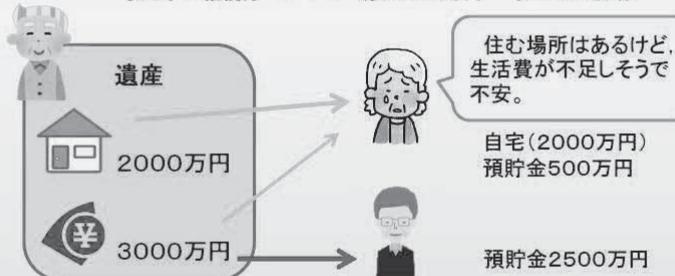
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、**終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認める内容とする法定の権利(配偶者居住権)を新設する。**

- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって
配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

2. 現行制度

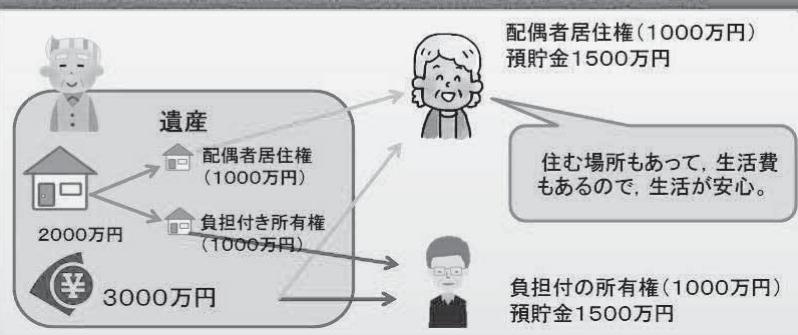
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



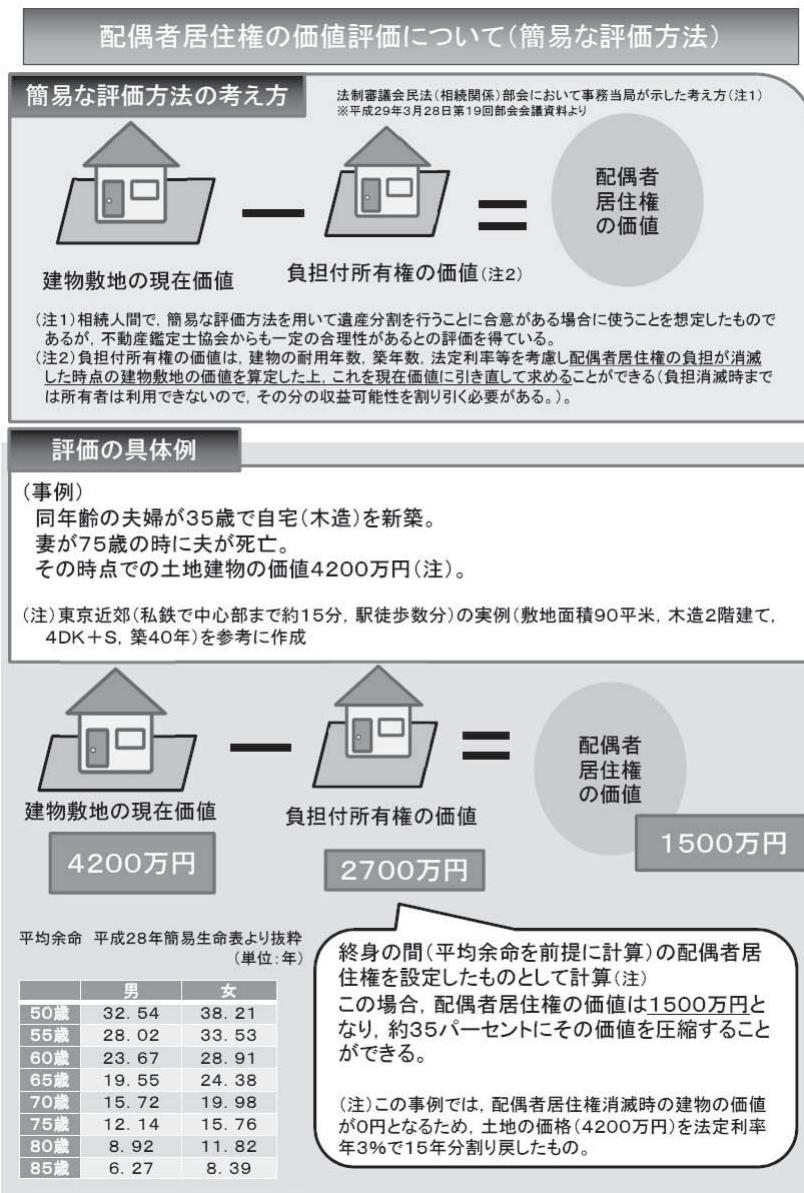
3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながら他の財産も取得できるようになる。



〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263589.pdf>〉

図解資料【配偶者居住権の評価】



〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263589.pdf>〉

2 配偶者短期居住権(1037条～1041条)

(概要)

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で居住していた場合には、一定の期間、居住建物を無償で使用することができる権利(配偶者短期居住権)を取得するとの制度を創設した。

(配偶者短期居住権)

第1037条 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者(以下この節において「居住建物取得者」という。)に対し、居住建物について無償で使用する権利(居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という)を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は891条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

- 一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合
　　遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6箇月を経過する日のいずれか遅い日
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 第3項の申入れの日から6箇月を経過する日
- 2 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。
- 3 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

1 制度趣旨

従前、相続に伴う配偶者の居住権の保護に関しては、共同相続人の一人が被相続人の許諾を得て遺産である建物に同居していたときは、特段の事情のない限り、被相続人と当該相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認されるとする判例³⁰が存在した。よって、この判例の要件に該当する限り、相続人である配偶者は、遺産分割が終了するまでの間の短期的な居住権が確保されていた。

もっとも、この判例法理は、あくまでも当事者間の合理的意思解釈に基づくものであるため、被相続人が明確にこれとは異なる意思を表示していた場合等には、配偶者の居住権が短期的にも保護されない事態が生じうことになる。

そこで、このような事態に対し、配偶者の居住権を確保するための方策として、配偶者短期居住権が創設された。

なお、配偶者短期居住権については、配偶者居住権と異なり、配偶者が配偶者短期居住権を取得した場合でも、遺産分割において、配偶者の具体的相続分からその価値を控除する必要はないとしている³¹。

2 新民法1037条第1項について

- (1) 本条1項柱書きが定める配偶者短期居住権の成立要件は、配偶者が、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していたことである。配偶者短期居住権は、配偶者居住権とは異なり、配偶者に居住建物の使用権限のみを認め収益権を認めていない³²。また、配偶者が従前建物の一部のみを無償で使用していたに過ぎない場合には、配偶者短期居住権が成立する範囲もその部分に限られる³³。
- (2) 本条1項各号は、配偶者短期居住権の存続期間を定めている。

³⁰ 最高裁平成8年12月17日判決民集50巻10号2778頁。

³¹ 金融法務事情2099号15頁。

³² 配偶者短期居住権において収益権を否定したのは、これを認める一時的な居住利益の保護という配偶者短期居住権による保護の目的を超えるものと考えられたことによる。

³³ 配偶者短期居住権は、あくまで配偶者が相続開始時に享受していた居住利益を一定期間保護することを目的とするものであることから、従前と同様の形態での居住を保護すれば足りると考えられたことによる。

1号は、居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合には、配偶者短期居住権の存続期間は、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6箇月を経過する日のいずれか遅い日までとする³⁴。

他方、2号は、前号に掲げる場合以外の場合、すなわち居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に当たらない場合³⁵の存続期間について、居住建物取得者による消滅の申入れの日³⁶から6ヶ月を経過する日までとする(本条3項)。

(3) 本条1項ただし書は、配偶者が相続開始時において配偶者居住権を取得したとき³⁷又は配偶者が相続欠格事由に該当し若しくは排除によってその相続権を失ったとき³⁸には、配偶者短期居住権を取得しないものとする。

3 新民法1037条2項について

配偶者短期居住権においては、配偶者居住権とは異なり、第三者対抗力が付与されていない。そのため、居住建物取得者が、居住建物を第三者に譲渡した場合には、配偶者は当該第三者に配偶者短期居住権を対抗することができず、配偶者は、当該譲渡を行った居住建物取得者に対して債務不履行責任を追求できるにとどまる³⁹。

4 新民法1037条3項について

³⁴ 存続期間に上限が設けられていないことから、遺産分割協議がまとまらない場合には配偶者短期居住権の存続期間がそれに応じて長くなることとなる。この点に関しては、配偶者が遺産分割協議を意図的に引き延ばすなどした場合に、他の相続人が不当に害されるおそれがあることから、別に上限をもうけることについても検討されたが、上限をもうけると前掲注の平成8年判例による場合よりも配偶者保護が弱くなるおそれがあることや、配偶者が意図的に遺産分割協議を引き延ばしているような場合には、権利濫用等の一般条項による解決もあり得ることから、存続期間に上限を設けることは見送られた。

³⁵ 被相続人が配偶者以外の者に居住建物を遺贈した場合や、配偶者が相続放棄した場合などが想定されている(金融法務事情2099号15頁)。

³⁶ 配偶者短期居住権の存続期間の起算点につき、相続開始時でなく、消滅申入れの日からとするのは、相続開始から相当期間経過後に遺言が発見された場合に相続開始の時点で既に不法占拠となってしまうことにより、配偶者の不当利得返還義務などの負担が大きくなる事態を避けるためであるとされる。

³⁷ 配偶者居住権を取得した場合については、配偶者居住権は配偶者短期居住権に比して強力な居住権として構成されていることから、配偶者居住権を取得した場合にはもはや配偶者短期居住権は成立しないこととされた。

³⁸ 相続人の欠格事由に当たる場合又は排除によってその相続権を失った場合については、そのような配偶者を保護する理由もないことから、配偶者短期居住権は成立しないものとされた。

³⁹ 金融法務事情2099号15頁。

同条第1項1号に掲げる場合以外の場合、すなわち居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に当たらない場合には、配偶者は、将来的に居住建物につき使用権限を有することは無い。そうすると、その場合の配偶者短期居住権は、配偶者が居住建物から立ち退くための明渡し猶予期間としての意味を持つのみであることから、居住建物取得者はいつでも配偶者短期居住権の消滅の申し入れをできることとし、申入れの日から6ヶ月後を経過する日に配偶者短期居住権が消滅するものとした（本条1項2号）。

（配偶者による使用）

第1038条 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。

- 2 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。
- 3 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。

本条は、配偶者短期居住権を有する配偶者の義務等について定めている。

1 本条1項について

配偶者短期居住権は、配偶者にその居住建物を無償で使用する権利を認めるものであるから、その反面、当該建物について、用法遵守義務及び善管注意義務を負うものとされている。なお、配偶者居住権においては、従前居住の用に供していなかった部分を居住の用に供する場合には、従前の用法を変更することが許されていたが（新民法1032条1項ただし書き）、配偶者短期居住権においてはこのような用法の変更も認められない⁴⁰。

⁴⁰ 配偶者短期居住権は、あくまで一時的な居住権を保護するためのものであって、従前の用法を変更することを認める必要性に乏しいからとされる。

2 本条2項について

配偶者短期居住権は、使用貸借類似の法定債権であり、第三者の使用を予定していない。よって、配偶者は、使用貸借の場合(594条2項)と同様に、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物を使用させることができない。

3 本条3項について

配偶者が、本条第1項または第2項の規定に違反した場合には、配偶者居住権の場合(新民法1032条4項)とは異なり、催告を要することなく、居住建物の所有者は、配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる⁴¹。

(配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅)

第1039条 配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。

本条は、配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は消滅することを規定する。配偶者居住権は、第三者対抗力が認められている等、配偶者短期居住権よりも強力な権利として構成されているため(新民法1031条)、配偶者短期居住権を存続させる必要性がなくなるためである。

⁴¹ 使用貸借においては用法遵守義務違反があった場合に、貸主は催告なしに使用貸借契約を解除できる(第594条3項)。配偶者短期居住権についてもかかる規律を採用したものである。

(居住建物の返還等)

第1040条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第599条第1項及び第2項並びに第621条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

本条は、配偶者短期居住権が消滅した場合について、配偶者居住権が消滅した場合と同様の規定を設けるものである。

1 本条1項について

配偶者居住権が消滅した場合の規定である新民法1035条とほぼ同様の規定であるが、配偶者が配偶者居住権を取得したことで配偶者短期居住権が消滅した場合を除外する点で異なる。この場合には、配偶者は新たに居住建物を使用する権限を有することとなるから、居住建物の返還を要しないためである。

2 本条2項について

新民法1035条2項と全く同様の規定であり、配偶者短期居住権が消滅した場合においても、配偶者居住権が消滅した場合と同様、通常損耗や経年変化による損傷以外については原状回復義務を負うことを規定する。

(使用貸借等の規定の準用)

第1041条 第597条第3項、第600条、第616条の2、第1032条第2項、第1033条及び1034条の規定は、配偶者短期居住権について準用する。

借主の死亡による使用貸借の終了(597条3項)、損害賠償及び費用償還請求権についての期間制限(600条)、賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了(616条の2)、

配偶者居住権の譲渡禁止(1032条第2項)、居住建物の修繕等(1033条)、居住建物の費用負担(1034条)に関する規定が、配偶者短期居住権に準用される。

図解資料【配偶者短期居住権】

配偶者の居住権を短期的に保護するための方策 (配偶者短期居住権)

1. 見直しのポイント

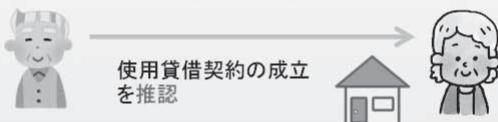
配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間(ただし、最低6か月間は保障)
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

2. 現行制度

最判平成8年12月17日の判例法理

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。

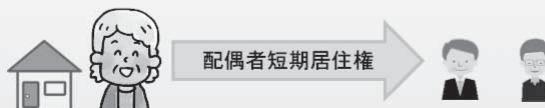


判例法理では、配偶者の保護に欠ける場合がある。

- ・ 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
- ・ 被相続人が反対の意思を表示した場合
- 使用貸借が推認されず、居住が保護されない。

3. 制度導入のメリット

被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護



被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思を表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができる。

他に、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもある。

〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263482.pdf>〉

【配偶者居住権と配偶者短期居住権の対比】

	配偶者居住権	配偶者短期居住権
制度趣旨	遺産分割の際に、配偶者が建物所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住権を確保することができるようすること等。	被相続人の意思に関わらず、配偶者が従前居住していた建物に短期間無償で居住権することができる権利を創設すること。
法的性質	賃借権類似の法定債権	使用借権類似の法定債権
成立要件	①配偶者が相続開始時に被相続人の財産に属した建物に居住していたこと(1028 I) ②その建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割、遺贈、死因贈与がされたこと (1028 I)	配偶者が相続開始時に被相続人の財産に属した建物に無償で居住していたこと (1037 I)
権利の内容	無償による使用・収益(1028 I)	無償での使用のみ(1037 I)
権利の対象	居住建物の全部(1028 I)	一部使用の場合は、一部のみ(1037 I)
存続期間	原則、終身(1030)	原則、遺産分割終了まで(1037 I ①)
対抗要件	登記(1031)	なし
権利の譲渡	不可(1032 II)	不可(1032 II・1041)
用法変更	従前居住の用に供していなかつた部分についても居住の用とすることが可能(1032 I 但書)	原則、従前の用法に限定(1038 I)
用法違反等の効果	消滅請求には要催告(1032 IV)	無催告による消滅請求可能(1038 III)

第2 遺産分割に関する見直し等

1 持戻し免除の意思表示の推定規定

(概要)

本改正は、婚姻期間が20年以上の夫婦間において、居住用不動産の遺贈・贈与がなされた場合に、民法第903条3項の持戻し免除の意思表示(同条1項の規定を適用しない旨の意思表示)があったものと推定する規定を新たに設けるものである。

(特別受益者の相続分)

第903条4項 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

新設条文

(参考)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることはできない。
- 3 被相続人が前2項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

部会資料15の15頁、第15回議事録39頁、部会資料18の1頁、第18回議事録2頁、部会資料22-1の6頁、部会資料22-2の6頁、第22回議事録9頁、部会資料23-1の8頁、部会資料23-2の6頁、第23回議事録13頁、追加1頁、追加・補足4頁、部会資料24-1の7頁、部会資料24-2の7頁、部会資料25-1の9頁、部会資料25-2の9頁、部会資料26-1の9頁、部会資料26-2の4頁

(解説)

1 改正の必要性・経緯について

高齢化社会が進行するにしたがい、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活保障の必要性が高まっている。

配偶者保護のための方策としては、中間試案において、配偶者の相続分を一定の条件で引き上げるという考え方方が提示されたが、パブリックコメントでは反対意見が多数を占めたことから、上記考え方方に代わる方策として、追加試案において新たに提示されたものである。

2 新民法第903条4項の新設について

現行民法上、各相続人の相続分を算定するにあたっては、遺贈及び一定の要件を満たした生前贈与(以下「贈与等」という)については特別受益として持戻し計算が行われることになるため(現行民法第903条1項)、いわゆる超過特別受益が存在する場合を除き、結局は、贈与等を受けた配偶者の取得分は、これらを受けなかった場合と変わらないことになるが、被相続人が特別受益の持戻し免除の意思表示をした場合には、贈与等を受けた配偶者はより多くの財産を取得することができる(現行民法第903条3項)。

夫婦間における居住用不動産の贈与等は、配偶者の老後の生活保障のために行われることが一般的であり、そもそも贈与という認識自体が薄い場合も多いことから、贈与等を行った者にとって、自らの死後に、当該配偶者が他の相続人から特別受益による持戻し計算を主張されることを予期していないことが通常である。

そこで、新民法第903条4項において、①婚姻期間20年以上②居住用不動産の贈与等という要件を満たす場合に、配偶者の生活保障・贈与者の合理的な意思解釈の観点から、持戻し免除の意思表示があったものと推定する規律が置かることとなった。

現行民法のもとでは、被相続人に持戻し免除の明確な意思表示がない場合、贈与等を受けた配偶者は、被相続人に默示の意思表示があつたことを主張・立証する必要

があつたが、新民法によれば、主張・立証責任が他の相続人側に転換されることになる。

なお、部会における審議の過程では、①婚姻期間の制限を設ける必要があるか②贈与等の目的物を居住用不動産に限定する必要があるか、要件の定め方について議論がなされたが、最終的には、相続税法上の贈与税の特例(相続税法第21条の6)の要件にしたがい、新民法においても上記要件が定められた。

3 解釈上の問題点

(1) 居宅兼店舗について贈与等があつた場合

少なくとも居住用部分については本規定の適用があると考えてよいが、その余の店舗部分についてまで本規定の適用があるか、すなわち、その余の店舗部分についても事実上の推定が働くと考えるか、あくまでも店舗部分は別途独立に持ち戻し免除の意思表示を検討することになるのかは、解釈に委ねられることになる。

解釈にあたっては、当該不動産の構造や形態、被相続人の遺言の趣旨等によって判断が異なりうるものと考えられるが、そもそも本規定の趣旨が、贈与者の合理的意思解釈にあることからすると、建物の部分によって結論が分かれるという事態を容認してよいかについては慎重に検討すべきである(部会資料15の20頁、第18回議事録4頁)。

(2) 「相続させる」遺言との関係について

「相続させる」遺言については、一般に遺産分割方法の指定であると解されていところ(最判平成3年4月19日)、本推定規定を適用できるかが問題となるが、遺産分割方法の指定がなされた場合に持ち戻し免除をすることができるかについて明確に言及した判例は見当たらず、今後の解釈に委ねられる。

遺産分割方法の指定についても遺贈と実質的に大きな差異はないと考えると、本規定の適用を肯定する方向に傾くが、遺産であるからこそ遺産分割方法の指定が

可能となるのであって、その「遺産」について「遺産」に持ち戻さないこととすることは概念として矛盾するようにも思われる。

なお、上記最判は、「相続させる」遺言について、遺言書の記載から、「その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情のない限り」遺産分割方法の指定がされたと解すべきと判示していることから、本推定規定の存在を根拠として、本推定規定の対象となる財産について「相続させる」遺言がなされた場合には、「遺贈と解すべき特段の事情」があると判断し、遺贈と解釈することも可能と考えられる(部会資料15の18頁)。

第2 1 持戻し免除の意思表示の推定規定

図解資料【持戻し免除の意思表示の推定】

長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策

1. 見直しのポイント

婚姻期間が20年以上である配偶者的一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合については、原則として、計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。

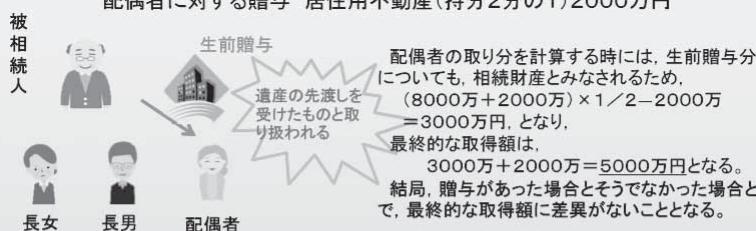
- このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われる場合が多い。
- 遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる
(法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障に資する)。

2. 現行制度

贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。

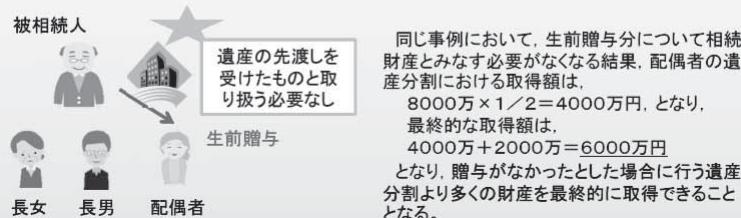
- 被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

(事例) 相続人 配偶者と子2名(長男と長女)
遺 産 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円(評価額)
その他の財産 6000万円
配偶者に対する贈与 居住用不動産(持分2分の1)2000万円



3. 制度導入のメリット

このような規定(被相続人の意思の推定規定)を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。 → 贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。



〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263484.pdf>〉

2 仮払い制度等の創設・要件明確化

(概要)

近時の最高裁が、遺産に属する預貯金債権が遺産分割の対象となると判断したことを受け、遺産分割前であっても相続人が単独で相続預金の払戻しを受けることができるよう、次の2つの制度を整備した。

- ①相続預金の一定限度まで、相続人単独での権利行使を認める制度を新設した(新民法909条の2)。
- ②相続預金の仮分割の仮処分につき要件を緩和した(新家事事件手続法200条3項)。

(両制度の比較)

	① 新民法909条の2	② 新家事事件手続法200条3項
手続	相続人が金融機関に対し て、直接払戻しを請求できる。 家庭裁判所の手続不要。	家庭裁判所に、遺産分割審判(調停) を申し立てた上、審判(調停)前の保全 処分として、預貯金債権の仮分割を求 める仮処分の申立てを行う。
払戻しの必要性の要件	不要。	必要。
払戻しが認められる金額	上限が法定されている。	裁判所の判断による。
払戻しを受けた場合の効果	遺産の一部分割により取得 したものとみなされる。	払戻しを受けた分も含め、改めて遺産 分割を行う。

追加試案、同「補足説明」、部会資料24-1・2、同25-1・2

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

新設条文

(解説)

1 改正の必要性

従来、共同相続された預貯金債権は、可分債権として当然分割され、各相続人は分割された預貯金債権を単独で行使できると解されていた。しかし、平成28年、最高裁は、この解釈を変更し、共同相続された預貯金債権は、当然分割されず遺産分割の対象となるとの判断を示した。⁴² このため、遺産分割前に相続預金の払戻しを受けるには、相続人全員の合意を要することとなった。

しかし、被扶養者の生活費、葬儀費用、相続債務の弁済など、緊急に相続預金を払い戻す必要が生じる場合があることから、遺産分割前であっても、相続人が単独で払戻しを受けることのできる方策の整備が検討されることとなった。

この点、遺産分割の審判(調停)前の保全処分として、相続預金の一部の相続人

⁴² 最高裁平成28年12月19日大法廷決定(民集70巻8号2121頁)。

に仮に取得させる仮分割の仮処分を家庭裁判所に求めるることは、従前から可能であったが(家事事件手続法第200条第2項)、常に家庭裁判所への申立てを要するとなると、相続人の負担となるため、一定限度までは、相続人が裁判所の関与なく単独で金融機関に対して払戻しを求めることができる制度を新たに設けたものである。

2 払戻しを受けられる額

相続人が金融機関から単独で払戻しを受けることのできる額は、以下のとおり。

相続開始時の預貯金債権額[口座基準]×1／3×当該相続人の法定相続分。
ただし、債務者[金融機関]ごと(複数の口座がある場合には合算)に法務省令※
で定める額(150万円)を上限とする。

※ 民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令

(平成30年法務省令第29号)

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額は、150万円とする。

【算出例】

遺産たる預金がA銀行に普通預金300万円と定期預金900万円、B銀行に普通預金90万円と定期預金150万円あり、払戻しを求める相続人の法定相続分を2分の1とする。法務省令で定める債務者ごとの上限額を、150万円とする。

① A銀行に請求できる額

・普通預金 $300\text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 50\text{万円} \cdots \text{ア}$

・定期預金 $900\text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 150\text{万円} \cdots \text{イ}$

アイの合計=200万円>150万円(上限額)であるから、A銀行に払戻しを請求できる額は、150万円⁴³。

② B銀行に請求できる額

- ・普通預金 $90\text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 15\text{万円} \cdots \text{ア}$
- ・定期預金 $150\text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 25\text{万円} \cdots \text{イ}$

アイの合計=40万円<150万円(上限額)であるから、B銀行に払戻しを請求できる額は、40万円。

(2) 権利行使の効果

払戻しを受けた分は、当該相続人が遺産の一部の分割により当該預貯金債権の一部を取得したものとみなされる。

(3) 払戻請求権の性質

民法909条の2に基づく払戻請求権は、それ自体、譲渡、差押え、相殺することができないと解されている。⁴⁴

⁴³ 設例のように一つの金融機関に対し、被相続人が複数の口座を有していて、複数口座の預金の合計額が150万円を超える場合には、その割付が問題となるとの指摘がある(金融法務事情2100号10頁)。

⁴⁴ 部会資料25-2・10頁。これに対し、相続債権者は、預金債権を差し押された上で、909条の2の範囲で代位取立てができるとする見解もある(金融法務事情2100号9頁・「座談会 改正相続法の金融実務への影響」増田発言参照)。

家事事件手続法

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第200条

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

新設条文

(参考条文)

家事事件手続法第200条 第2項

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

追加試案、同「補足説明」、部会資料24-1・2、同25-1・2

(解説)

1 改正の必要性

家事事件手続法第200条第2項が定める遺産分割の審判(調停)前の保全処分として、遺産に属する預貯金債権を一部の相続人に仮に取得させる、いわゆる仮分割の仮処分を家庭裁判所に求めることは、制度上は可能であった。しかし、同条項には、「急迫の危険を防止する必要があるとき」という厳格な要件が課されていることから、預貯金債権については、柔軟な仮分割が可能となるよう、その要件を緩和する第3項が新設された。

2 仮分割の要件

① 本案係属要件

遺産の分割の審判ないし調停が係属していることが必要である。仮分割の仮処分の申立権者は、遺産分割審判または調停の申立人ないしその相手方である。

② 必要性の要件

「相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要」のあることが要求される。費目は限定されておらず、具体的判断は、家庭裁判所の裁量に委ねられる。

③ 他の共同相続人の利益を害しないこと

当該要件の具体的判断は裁判所に委ねられる。解釈論としては、⑦遺産の総額に申立人の法定相続分を乗じた額の範囲内(相手方から特別受益の主張がある場合には具体的相続分の範囲内)とする考え、⑧被相続人の債務の弁済を行う場合など事後的な精算も含めると相続人間の公平が担保され得る場合には、⑨の範囲を超えることもあり得るとする考え方、⑩遺産の総額でなく預貯金債権の額に申立人の法定相続分を乗じた額の範囲内に限定するのが相当な場合もありうるとの考えなどが示されている。⁴⁵

3 仮分割と本分割の関係

仮分割とその後の遺産分割(本分割)との関係は、民事事件における保全と本案訴訟の関係と同様に解され、本分割では、仮分割がなされた預貯金も含めて、改めて遺産分割がなされるものと解される。たとえば、共同相続人の1人が仮処分により仮払いを受けた預貯金を生活費に充てた場合、その費消した分も含めて遺産分割がなされると解される。

⁴⁵ 追加試案の補足説明14頁。

図解資料【仮払い制度】

相続された預貯金債権の仮払い制度について

1. 見直しのポイント

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

2. 現行制度

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、

- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
- ② 共同相続人による単独での払戻しができないこととされた。

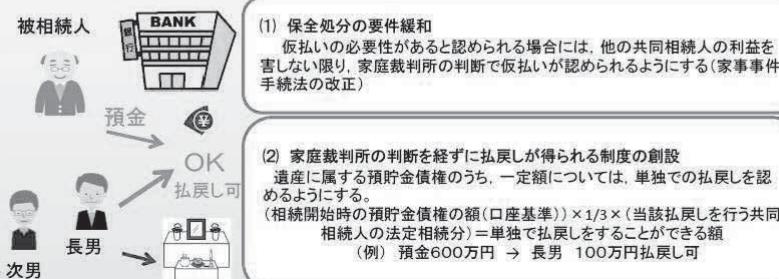


生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、
被相続人の預金の払戻しができない。

3. 制度導入のメリット

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、2つの仮払い制度を設けることとする。

- (1) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。
- (2) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。



(1) 保全処分の要件緩和
仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする(家事事件手続法の改正)

(2) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度の創設
遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。
(相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)) × 1/3 × (当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分) = 単独で払戻しをすることができる額
(例) 預金600万円 → 長男 100万円払戻し可

〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263485.pdf>〉

3 一部分割

(遺産の分割の協議又は審判等)

第907条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

3 前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

現行条文

(遺産の分割の協議又は審判等)

第907条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

3 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

部会資料9、11、12、13、中間試案、14、18、21、22-1、22-2、23-1、23-3、追加試案、24-1、24-2、25-1、

26-1

(解説)

1. 改正の概要

遺産分割事件を早期に解決するためには、争いのない遺産について先行して一部分割を行うことが有益であり、また、現在の実務上も、一定の要件の下であれば一部分割も許されるとする見解が一般的である。しかし、法文上、一部分割が許容されているか否かは必ずしも明らかとはいえないかったため、本改正の機会にこれを明文化し、一部分割の要件を明確にしている。

2. 協議による一部分割

共同相続人は、遺産についての処分権限があることから、いつでも、遺産の一部を、残りの遺産から分離独立させて、確定的に分割をすることができるものと考えられる。

本条第1項の規律は、現行の民法第907条第1項が、共同相続人は、いつでも、協議で「遺産の分割をすることができる」とあるのを、「遺産の全部又は一部の分割をすることができる」と改め、上記の趣旨を明らかにするものである。

3. 審判による一部分割

(1) 本条第2項前段の規律は、遺産分割について共同相続人間の協議が調わない場合に、共同相続人が、遺産の全部分割のみならず、その一部のみの分割を家庭裁判所に求めることを明らかにしたものである。

これは、遺産分割の範囲について、一次的に共同相続人の処分権限を認めるものである。なお、申立人以外の共同相続人が、遺産の全部分割又は当初の申立てとは異なる範囲の一部分割を求めた場合には、遺産分割の対象は、遺産の全部又は拡張された一部の遺産(当初の申立部分に加え、追加された申立部分を含むもの)ということになる。

(2) また、本条第2項後段の規律は、家庭裁判所が一部分割の審判ができる場合の実質的な要件を定めるものである。

審判によって一部分割をすることができる要件については、一般に、一部分割をすることに合理的な理由があり(一部分割の必要性)⁴⁶、かつ、その一部分割によって遺

⁴⁶ 一部分割をするのに合理的な理由がある場合とは、①相続人全員の合意がある場合、②一部の遺産の評価について争いがあり、その審理に長期間を要する場合、③全部分割として遺産分割がされた後に、他の遺産の存在が判明した場合、④分割を禁止された遺産を除いたその余の遺産を分割する場合などが、これに当たるものと言われている。しかし、以下のとおり、⑤、⑥及び⑦の場合には、いずれも本条の規律の対象外である。

⑤の場合に一部分割をするというのは、家事事件手続法第73条第2項に規定する一部審判として行われる一部分割(残余遺産について審判事件が引き続き係属するもの)をする場合であり、家庭裁判所が遺産分割の一部について審判をするのに熟していると判断をしたときに、一部分割の審判をすることができるが、その審判の成熟性の判断の中で、一部分割をする必要性と相当性の審査が行われている。

⑥及び⑦の場合に一部分割をするというのは、全部審判として行われている一部分割(残余遺産については審判事件が係属せず、事件が終了するもの)のうち、審判時点において、分割の対象となる残余遺産の存在が裁判所(及び当事者)に判明していない場合である。この場合、少なくとも裁判所は他に分割の対象となる遺産はないものと認識をして全部分割の審判をしているのであるから、このような場合をとらえて規律を設けることは困難である。

産全体についての適正な分割(具体的相続分と民法第906条の基準に照らした適正公平な分割)が不可能とならない場合(一部分割の許容性)であれば、一部分割をすることできるものと解されている(大阪高決昭和46年12月7日家月25巻1号42頁参照)。

一部分割の許容性については、上記のとおり一般には一部分割によって遺産全体についての適正な分割が不可能にならない場合に許容されるものと解されており、具体的には、特別受益等について検討し、代償金、換価等の分割方法をも検討した上で、最終的に適正な分割を達成し得るという明確な見通しが得られた場合に許容されるものと考えられ、一部分割においては具体的相続分を超過する遺産を取得させることとなるおそれがある場合であっても、残部分割の際に当該遺産を取得する相続人が代償金を支払うことが確実視されるような場合であれば、一部分割を行うことも可能であると考えられる。

そして、このような観点で検討しても、一部分割をすることによって、最終的に適正な分割を達成し得るという明確な見通しが立たない場合には、当事者が遺産の一部について分割をすることを合意したとしても、家庭裁判所は一部分割の審判をするのは相当ではなく、当該一部分割の請求は不適法であるとして、却下するのが相当であるといえる。

そこで、当事者から一部分割の請求があった場合においても、遺産の一部について分割をすることにより、共同相続人の一人又は数人の利益を害するおそれがあるときは、一部分割の請求を不適法とし、家庭裁判所は、その請求を却下しなければならないこととしている。

4. 一部分割の明文化によって生じる問題

残るのは④遺産の一部について分割をすることにつき相続人全員の合意がある場合ということになるが、申立人以外の共同相続人が、当初の申立とは異なる範囲の一部分割を求めた場合には、遺産分割の対象は、遺産の全部又は拡張された一部の遺産(当初の申立部分に加え、追加された申立部分を含むもの)ということになるから、結局、当事者全員が申立てに係る一部の遺産について分割を求めているということは、遺産分割を求めている範囲の上限については当事者全員に異論がないことになる。このように考えると、一部分割の必要性については、家庭裁判所が一部分割の審判をする場合の要件として特に明文化する必要はないものと考えられる。

本改正により、真正面から一部分割が認められることになるが、一部分割が多く用いられるようになると、以下のような問題が発生するのではないかということが指摘されている。

例えば、一部の遺産分割審判を繰り返す場合、その度に、特別受益や寄与分を含め、全部の遺産分割を行うのに必要な事項をすべて審理・判断する必要が生じ、それぞれの遺産分割審判ごとに各事項について異なる判断がされる可能性がある。また、残部の分割の際に代償金の支払が可能であるとして、一部分割が行われたが、その後、経済状況が悪化し、代償金の支払が不可能になった場合、適正な遺産分割を行うことは不可能となってしまう。

これらの問題は、現行法でも生じうるものであるが、一部分割が明文で認められることにより、実際に問題となるケースが増加することが懸念される。

4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

(概要)

本改正は、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合に、共同相続人全員の同意を得ることで当該処分された財産が遺産として存在するものとみなすという裁判所の運用を明文化するとともに、当該処分を行った相続人については、そのような同意を得る必要がないことを新たに定めるものである。

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第906条の2 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

新設条文

部会資料20の7頁、部会資料21の18頁、部会資料22-2の9頁、部会資料23-2の6頁、追加・補足31頁、部会資料24-2の14頁、部会資料24-3の1頁、第24回会議議事録3頁、部会資料25-2の10頁

(解説)

1 改正の必要性について

共同相続人の一人が遺産の共有持分を遺産分割前に処分することは、現行法上その効力を否定されていないものの、当該処分をその後の遺産分割においてどのように処理すべきかについて明文の規定や確立した判例がない。

伝統的な考え方では、遺産分割は分割の時に実際に存在する財産を分配する手続であるとされており、当該処分がなされた財産は遺産に含まれないものとされている。

しかしながら、多額の生前贈与を受けていた相続人が当該処分を行った場合などにおいては、当該処分を行った相続人が当該処分をしなかつた場合よりも多くの遺産を取得するという不公平が生じうるとの指摘されている（後記4の具体例参照）。

このような不公平は、当事者全員の合意を得ることで当該処分がされた財産が遺産として存在するものとみなすという裁判所の運用によって一定程度是正されているが、そのような当事者全員の合意が得られない場合の処理が問題として残されている。

この問題を処理する方策として、法制審議会の追加試案において、一律に当該処分がされた財産を遺産として存在するものとみなす案【甲案】と、当該処分があつたときと無かつたときの差額の償金請求を民事訴訟で請求することができるという案【乙案】が示されていたが、【甲案】に対しては当該処分についての事実認定が常に必要となることから遺産分割手続の長期化複雑化が生じるという問題や非訟手続にそぐわないという問題が指摘され、【乙案】に対しては具体的相続分に権利性を認めていない最高裁判例と矛盾しうるという問題や紛争の一回的解決の要請に反するとの問題が指摘された。

2 新民法906条の2第1項について

本条項は、共同相続人全員の合意を得ることで当該処分がされた財産が遺産として存在するものとみなすという裁判所の運用を明文化したものであり、【乙案】よりも賛成意見の多かった【甲案】の方向性を維持しつつ、遺産分割手続の長期化複雑化の問題を軽減する観点から、共同相続人が望まない場合には当該処分の問題を遺産分割手続で処理しないようにしたものである。

本条項の「同意」は実体法上の要件であり、共同相続人全員の「同意」により合意が成立した時点で実体法上の効果が発生することから、その後に一部の共同相続人が「同意」を撤回しても本条項の効果は覆らない。なお、民法総則の意思表示に関する規定は、本条項の「同意」の意思表示にも適用される。

また、本条項の「同意」の対象は、処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすこと自体であって、当該処分が誰によってなされたかについては「同意」の対象ではない。

したがって、共同相続人のAとBにおいて、当該処分がAとBのいずれによってなされたのかについて争いがあるが、処分された財産が遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことについては争いがない場合、基本的には、AとBは本条項の「同意」をしているといえる。

もっとも、AとBの争い方によっては、本条項の「同意」をしていないと評価される場合も考えられる。

本条項の効果は、「当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすこと」であるが、処分された財産が共同相続人以外の第三者に移転していたり、費消されて残っていなかつたりした場合には、当該処分をした者が当該財産を取得したものとみなすなどして具体的な相続分を計算することになる。

また、遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすのは、当該処分がなされた財産であって、当該処分によって得られた代償財産を遺産分割の対象とすることではない。

したがって、遺産に属する財産を安価で処分した場合、当該処分の代金ではなく処分された財産の価額を評価することになる。

なお、本条項の「遺産に属する財産が処分された場合」には、遺産全部が処分された場合も含まれる。

3 新民法906条の2第2項について

本条項は、当該処分を行った相続人については、当該処分がなされた財産を遺産として存在するものとみなすことの「同意」を得る必要がないことを、新たに定めるものである。

当該処分がなされた財産を遺産として存在するものとみなすことについて、当該処分をした相続人が「同意」を拒絶しているケースにおいて、このような処分者に拒絶権を認める必要はないとの考え方によるものである。

本条項の要件事実は、①処分された財産が相続開始時に被相続人の遺産に属していたこと、②共同相続人の一人又は数人が処分をしたこと、③処分をした共同相続人以外の共同相続人全員が当該処分のされた財産を遺産として存在するとみなすことに同意していること、と説明されている。

そして、上記の①ないし③の要件が満たされる場合には、遺産確認の訴えにおいて、「処分された財産が被相続人の遺産に属することを確認する。」という主文が得られると説明されている⁴⁷。

4 具体例について

次のように、現行法では遺産分割前に遺産に属する財産を処分した者が利得するような事例でも、新民法では公平な結果を実現することができるとされている(次の事例、計算及び審判主文例は法務省のHPのhttp://www.moj.go.jp/MINJI/miji07_00222.htmlを参照)。

(1) 事例

相続人 長男、次男(法定相続分各1/2)

遺産 預金2000万円

特別受益 長男に対する生前贈与2000万円

遺産処分 長男が、相続開始後、遺産分割前に、預金1000万円を引き出した。

(2) 現行法による処理

長男による遺産処分がなければ、次のアのように長男と次男はそれぞれ2000万円を取得することになるが、長男による遺産処分がなされた場合には、現行法では長男が利得することになる。

⁴⁷ 立案担当者は、共同相続人間で、遺産に属する財産を誰が処分したかにつき争いがある場合、遺産分割の当事者は、遺産分割の前提問題として、当該処分された財産が906条の2の規律により遺産に含まれることの確認を求める民事訴訟を提起することができるとする(金融法務事情2101号45頁)。

ア 長男による遺産処分がなかった場合の遺産分割

長男の取得分 $(2000\text{万} + 2000\text{万}) \times 1/2 = 2000\text{万} = 0\text{円}$

次男の取得分 $(2000\text{万} + 2000\text{万}) \times 1/2 = 2000\text{万円}$

となり、長男は生前贈与2000万円、次男は遺産である預金2000万円を取得することになる。

イ 長男による遺産処分がなされた場合の遺産分割とその後の処理

遺産分割時の遺産は、預金1000万のみであることから、

長男 $1000\text{万} \times (0/2000\text{万}) = 0\text{円}$

次男 $1000\text{万} \times (2000\text{万}/2000\text{万}) = 1000\text{万円}$

となり、長男は生前贈与2000万円と遺産処分による1000万円の合計3000万円を、次男は残った預金1000万円を取得することになる。

その後に、次男が長男に対して、民事訴訟において不法行為・不当利得に基づく請求を行い⁴⁸、それが認められた場合であっても、損害ないし利得として認められるのは、具体的相続分を前提とした金額ではなく、遺産処分が行われた1000万円のうちの法定相続割合にあたる500万円であるとされている。

したがって、長男は次男に対して500万円を支払えば済むことになり、その結果、長男は、上記の3000万円から500万円を控除した2500万円を、次男は、上記の1000万円に500万円を加えた1500万円を取得することになる。

そのため、現行法による処理では、密かに預金を引き出した長男が利得することになってしまう。

(3) 新民法による処理

新民法では、新民法906条2項により、遺産処分をした長男の同意は必要ないことから、次男の同意のみにより、処分された預金1000万円が、遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

⁴⁸ 新法の下での不当利得返還請求訴訟と906条の2の規律によるみなし遺産を前提とする遺産分割との関係については金融法務事情2100号19頁を参照のこと。

したがって、長男による遺産処分がなかった場合の遺産分割と同様に、次男が預金2000万円を取得するという結論になる。

もっとも、実際には遺産である預金は1000万円しか残っていないため、審判主文は、「長男に払い戻した預金1000万円を取得させる。次男に残預金1000万円を取得させる。長男は、次男に代償金1000万円を支払え。」というものになると考えられている。

図解資料【相続開始後の共同相続人による財産処分】

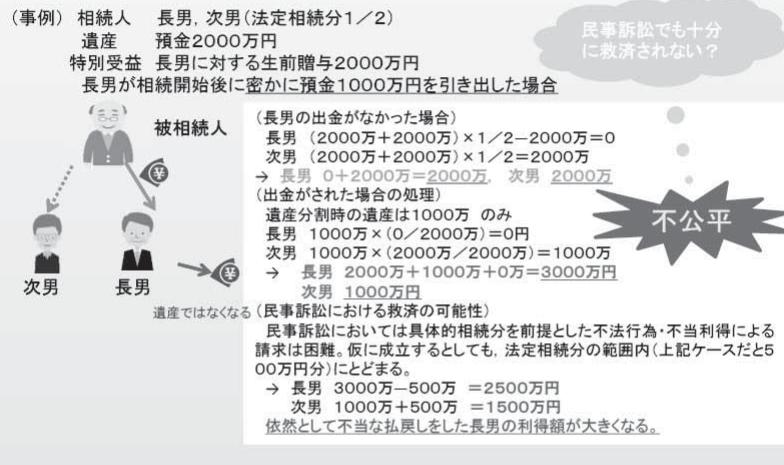
相続開始後の共同相続人による財産処分について

1. 見直しのポイント

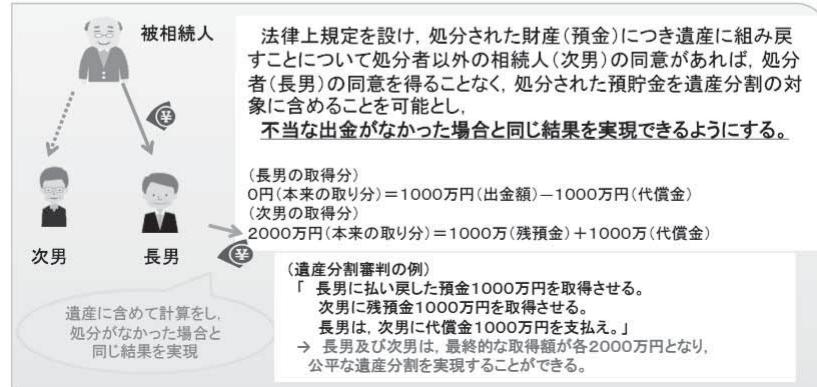
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けるものとする。

2. 現行制度

特別受益のある相続人が、遺産分割前に遺産を処分した場合に、不公平な結果が生じる



3. 制度導入のメリット



〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263486.pdf>〉

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(自筆証書遺言)

第968条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書(前項の目録を含む。)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

(現行条文)

第 968 条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

部会資料 1、5、9、11、12、13、中間試案、14、17、22-1、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1、25-2、26-1

(解説)

1 現行法の問題点

現行法の規律では、遺言書の全文を自書しなければならない(例えば、パソコンによる目録作成や、預金通帳のコピーの添付は不可。)。全文の自書を求める理由は、「筆跡

によって本人が書いたものであることを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障することができるからにほかならない」とされている(最1小判昭和62年10月8日判タ654号128頁以下)。

しかし、財産が多数ある場合、全文の自書は遺言者にとって相当な負担となる。また、全文の自書を求めず、他の方法を用いても、当該内容が遺言者の真意に出たものであることを保障することは可能である。

よって、以下の通り、自筆証書遺言の方式を緩和する改正が行われた。

2 方式緩和の概要

自筆証書遺言において、添付する相続財産の目録については、自書を不要とした。ただし、目録の各ページ(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名押印が要求される。

財産目録には、通常、不動産についてはその地番、地積等が、預貯金債権については金融機関名、口座番号等が記載されることになるものと考えられるが、財産目録として添付する書面については、各ページに署名押印を要求する以外には、特段の要式性を求めていないことから、パソコン等による作成が認められることはもとより、遺言者以外の者による代筆、さらには、不動産の登記事項証明書、預貯金通帳の写し等を添付し、それを目録として使用する方法によることも可能である。

3 署名押印を要求する趣旨

本条2項は、自書によらない財産目録の毎葉に遺言者の署名及び押印を要求し、特に自書によらない記載が両面に及ぶ場合についてはその両面に遺言者の署名押印を要求するものである。

自筆要件を緩和することによって想定される偽造、変造の代表的な手段としては、自書によらない別紙部分を差し替える方法、裏面に印刷をする方法等が考えられるところ、前者については自書によらない記載のある毎葉に署名押印を求めることで防止することができ、後者については、自書によらない記載が両面にある場合にはその両面に署名押印を求めるで防止することができる。

4 加除訂正について

加除訂正については、規定上は、「前項の目録を含む。」との括弧書きが追加されているのみであって、大きな変更はない。⁴⁹

⁴⁹ ただし、自書によらない目録を用いた加除訂正等の変更が許されるのかという問題は生じる。この点については、別紙として添付していた財産目録を削除し、修正した財産目録を添付する方法で、遺言書について加除訂正等の変更を行うことも許されると考える。

仮に新たな財産目録が自書によらないものであったとしても、旧財産目録を新財産目録のとおり訂正する旨の文言が自書されており、かつ、新たな財産目録の全ての頁に遺言者の署名押印がされているのであれば、加除訂正以外の場面と同様、変造等のおそれは低いように思われる。そうであるとすれば、遺言の加除訂正の場面でのみ財産目録の自書を要求する必要は必ずしもないようと思われるからである(部会資料24-2の22頁参照)。

図解資料【自筆証書遺言に関する見直し】

自筆証書遺言に関する見直し

1. 見直しのポイント

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようになる。

2. 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



財産目録も全文自書しなければならない。

- × パソコンで目録を作成
- × 通帳のコピーを添付

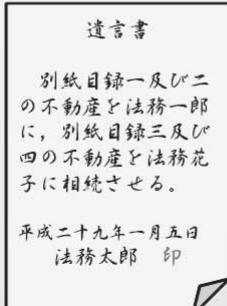
【問題点】

- ・全文の自書は相当な負担。
(特に、財産が多数ある場合)

3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



別紙目録	
一 土地	所在 東京都…
地番	…
地目	…
地積	…
二 建物	所在 東京都…
家屋番号	…
種類	…
床面積	…
(↑PCで作成)	
法務太郎 印	

三 土地	
所在	大阪府…
地番	…
地目	…
地積	…
四 建物	
所在	大阪府…
家屋番号	…
種類	…
床面積	…
(↑PCで作成)	
法務太郎 印	

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

（法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263487.pdf>）

2 自筆証書遺言の保管制度の創設

法務局における遺言書の保管等に関する法律

※ 本書末尾に掲載

(新設条文)

部会資料 6、9、11、12、13、中間試案、14、17、22-1、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1、26-1

(解説)

1 現状の問題点

自筆証書遺言に係る遺言書については、現行法の状況下では、多くの場合、遺言者の自宅で保管されている。しかし、自宅での保管については、①遺言書が紛失・亡失するおそれ、②相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがあり、これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれもある。

そこで、これらの問題点に対応するために、法務局における遺言書の保管等に関する法律が制定された(法文の詳細は巻末付録参照)。なお、保管場所として、法務局が選ばれた理由については、全国一律のサービスを提供できる点、プライバシーを確保できる点、相続登記の促進につなげることが可能な点が挙げられている。

2 保管制度の概要

(1) 遺言者は、法務局に、民法第968条に定める方式(自筆証書方式)による遺言書(無封のものに限る。)の保管を申請することができる。

遺言書の保管の申請がされた際には、法務局の事務官が、当該遺言の民法第968条の定める方式(自筆証書方式)への適合性を外形的に確認し、また、遺言書は画像情報化して保存され、全ての法務大臣の指定する法務局からアクセスできるようにする。

遺言書の保管の申請については、法務大臣の指定する法務局のうち、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に対してすることができるものとする。

(2) 遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還又は閲覧を請求することができる。

(3) (1)の申請及び(2)の請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならぬ。

(4) 何人も、法務局に対し、次に掲げる遺言書について、その遺言書を保管している法務局の名称等(保管されていないときは、その旨)を証明する書面の交付を請求することができる。ただし、その遺言書の遺言者の生存中にあってはこの限りでない。

ア 自己を相続人とする被相続人の遺言書

イ 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書

(5) 相続人や受遺者等は、(4)のア及びイの遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができる。ただし、その遺言書の遺言者の生存中にあってはこの限りでない。

(6) 相続人や受遺者等は、法務局に対し、(4)のア及びイの遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、その遺言書の遺言者の生存中にあってはこの限りでない。

(7) 法務局は、(5)の閲覧をさせ又は(6)の書面を交付したときは、相続人等((5)又は(6)の請求をした者を除く。)に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

(8) (1)により保管されている遺言書については、民法第1004条第1項の規定(検認手続)は適用しない。すなわち、検認が不要となる。

(9) 遺言書の原本を必要としない(4)及び(6)の書面の交付の請求については、全ての法務大臣の指定する法務局に対してすることができるものとする。

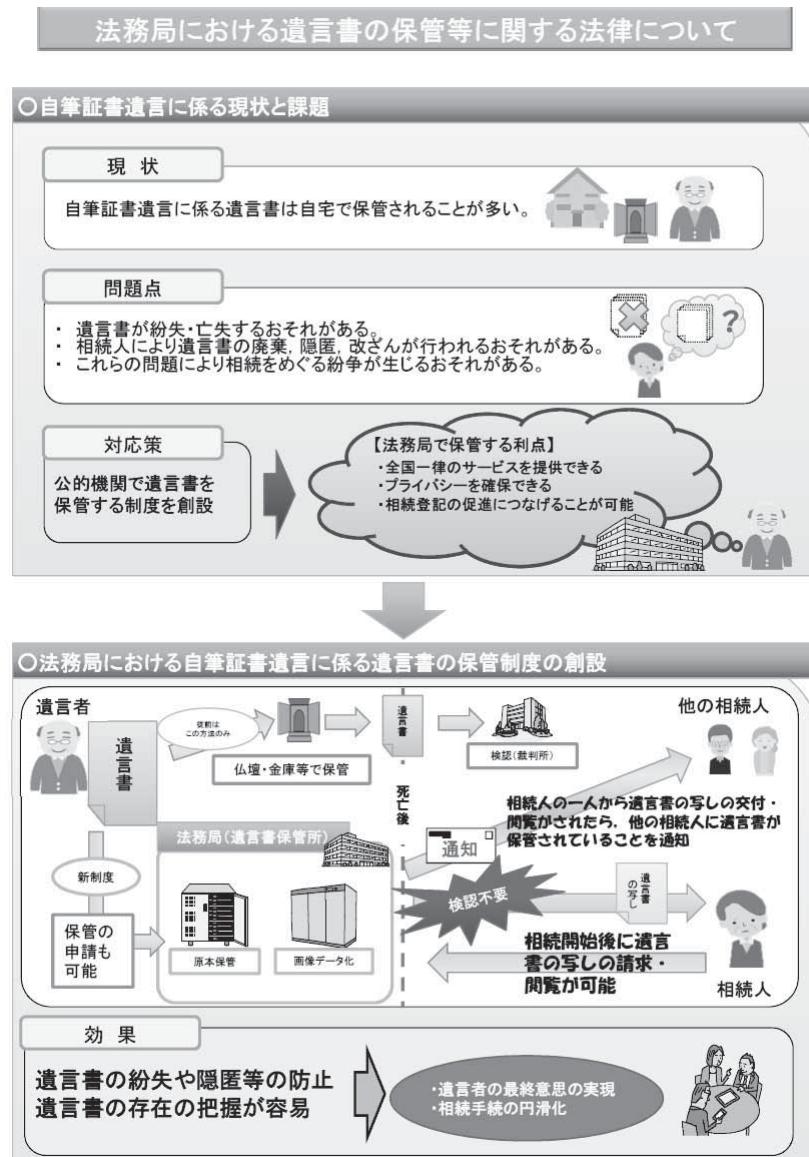
3 保管制度がもたらす効果

自宅ではなく法務局で保管することにより、遺言書の紛失・隠匿等を防止することができる。また、法務局への問合せにより自筆証書遺言の有無を確認することができるので、遺言書の存在を把握することが容易になる。

これらの効果は、遺言者の最終意思の実現や、相続手続の円滑化にも資するものである。

第3 2 自筆証書遺言の保管制度の創設

図解資料【法務局における遺言書の保管等に関する法律について】



〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263529.pdf>〉

3 遺贈の担保責任等

(1) 遺贈義務者の引渡義務等

(概要)

本改正は、現行民法第998条(不特定物の遺贈義務者の担保責任)及び同第1000条(第三者の権利の目的である財産の遺贈)の規定を削除し、遺贈義務者の引渡義務として、遺贈の目的となった物・権利を、相続開始の時の状態で引き渡し、又は権利を移転する義務を負うことを定めるものである。

(遺贈義務者の引渡義務)

第998条 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時(その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあっては、その特定した時の状態で引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

現行民法第998条(不特定物の遺贈義務者の担保責任)

- 1 不特定物を遺贈の目的物とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく担保の責任を負う。
- 2 不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに変えなければならない。

(1・2項ともに削除)

現行民法第1000条(第三者の権利の目的である財産の遺贈)

遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時において第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(削除)

中間試案10頁、中間・補足42頁、部会資料22-1の9頁、部会資料22-2の21頁、部会資料23-1の11頁、部会資料23-2の13頁、部会資料24-1の10頁、部会資料24-2の23頁、部会資料25-1の12頁、部会資料25-2の14頁、部会資料26-1の12頁、部会資料26-2の5頁

(解説)

1 改正の必要性・経緯について

新民法(債権関係)では、売買等の担保責任に関する規律について見直され、いわゆる法定責任説の考え方を否定したうえで、売主等が、目的物が特定物か不特定物であるかを問わず、その種類・品質等に関して契約内容に適合する物を引き渡す義務を負い、引き渡した物が契約内容に適合しない場合は、買主等は売主等に対し、追完請求権を行使できる旨を定めている(新民法第562条)。そして、無償行為である贈与についても、贈与者は、契約内容に適合する目的物を引き渡す義務を負うことを前提に、その契約において、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定すると規定されている(新民法第551条1項)。

本改正は、上記新民法(債権関係)における贈与の担保責任に関する規律にしたがったものである。

2 他人物遺贈の規律について

他人物遺贈は、特定物・不特定物にかかわらず原則として無効であるが(現行民法第96条本文)、他方、例外的にその権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず遺贈の目的としたものと認められるときは、有効となり、遺贈義務者は、その権利を取得して、受贈者に移転する義務を負うことになる(現行民法第996条ただし書、第997条)。

これらの規定は、同じく無償性をその特質とする贈与にはない規定であるが(新民法[債権法関係]において、担保責任における契約責任説を採用し、贈与の目的物についても「自己の財産」という要件を外している[新民法第549条])、遺贈の場合には、基本的に遺言書の記載内容から遺言の内容を確定する必要があり、遺言者の意思が明確でない

場合の規律を明確にする必要性が高いことから、他人物遺贈に関する規律を残存させたものである。

他人物遺贈が問題となり得る場合としては、①遺言時には遺言者の財産であったが、死亡時には相続財産に属していなかった場合、②遺言時には遺言者は取得する意思であったが、死亡時までに取得できなかつた場合、③遺言時には遺言者が自己の財産であると誤信していた場合、④遺言時に遺言者は、自己の死亡後に遺贈義務者に取得させる意思であった場合等が考えられる。

遺言の有効性(現行民法第996条ただし書の「その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるとき」の解釈)について、上記①③の場合は有効性が否定される可能性が高く(第996条本文が適用)、上記④の場合は有効とされる可能性が高い(同条ただし書が適用)と考えられるが、上記②の場合は、遺言者が、死亡時までに取得できない場合には遺贈義務者をして当該財産を取得させる意思を有していたかによって決される。

以上により、他人物遺贈については、上記の検討を経て遺贈が有効とされる場合に、新民法第998条が適用されることになる。

(2) 撤回された遺言の効力

(概要)

本改正は、現行民法第1025条(撤回された遺言の効力)ただし書が、遺言の撤回行為が取り消されるなどした際に、例外的に撤回前の遺言の効力も回復する場合として定める「詐欺又は強迫」に基づく遺言の撤回を「錯誤、詐欺又は強迫」に基づく遺言の撤回に改めるものである。

(撤回された遺言の効力)

第1025条 前3条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、その行為が錯誤、詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

現行民法第1025条(撤回された遺言の効力)

前3条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

部会資料24-1の10頁、部会資料24-2の26頁、部会資料25-1の12頁、部会資料25-2の14頁、部会資料26-1の12頁、部会資料26-2の5頁

(解説)

現行民法第1025条は、本文において、遺言が撤回され、その後に撤回行為の効力が否定された場合であっても、当初の遺言は復活しないこと(非復活主義の原則)を定めたうえで、ただし書において、撤回行為が詐欺又は強迫により取り消された場合には、撤回の行為が遺言者の真意に出たものではないことが明らかであることから、当初の遺言の効力が復活する旨を定めている。

本条の理解としては、一般に、詐欺・強迫の場合だけでなく、撤回行為が当初から効力を有しない場合(意思無能力の場合など)には、本条本文の適用がないと解されており、錯誤に基づく撤回の場合にも、真意に基づかないことにつき、これらと区別する必要はないことから、新民法(債権法関係)において錯誤に基づく意思表示が詐欺、強迫とともに取消しの対象とされたことをきっかけに、非復活主義の例外として「錯誤」が新たに追加された。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(概要)

本改正では、遺言執行者の権限を明確化する観点から、遺言執行者を「相続人の代理人とみなす。」との現行民法1015条の規定を改めて、現行民法99条1項と同様に、遺言執行者であることを示してした行為が相続人に対して直接にその効力を生ずるものとしている(新民法1015条)。

また、遺言執行者が遺贈の履行に関する権限を有していること、及び、遺贈の履行を求める者は遺言執行者に対して請求すべきであることを明らかにしている(新民法1012条2項)。

さらに、いわゆる相続させる遺言(「特定財産承継遺言」と定義された。)があったときに、遺言執行者が、対抗要件を備えるために必要な行為、預貯金の払戻し請求及び預貯金の解約申入れをすることができる旨の規定が設けられている(新民法1014条2項及び3項)。

以上のはかに、遺言執行者の通知義務(新民法1007条2項)、及び、遺言執行者がある場合になされた相続人による処分についての第三者保護規定の創設(新民法1013条2項)、並びに、遺言執行者の復任要件の見直し(新民法1016条)がなされている。

部会資料6の16頁、部会資料9の15頁、部会資料11の18頁、部会資料12の21頁、部会資料13の14頁、中間・補足46頁、部会資料14の14頁、部会資料17の21頁、部会資料20の25頁、部会資料21の38頁、部会資料22-2の21頁・32頁、部会資料23-2の13頁、部会資料24-2の26頁、部会資料25-2の18頁、部会資料26-2の5頁

(遺言執行者の任務の開始)

第1007条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならぬ。

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しな

ければならない。

現行条文

第1007条 同上

2 新設

(解説)

1 改正の必要性について

遺言執行者がある場合には遺言執行者が遺言の内容を実現すべきことになるため、

相続人は、遺言の内容及び遺言執行者の有無について重大な利害関係を有することになる。

しかしながら、現行法上、遺言執行者がいる場合に、相続人がこれを知る手段が確保されていないため、規定を新たに設けることとしたものである。

2 新民法1007条2項について

遺言執行者が就職を承諾した場合には、直ちにその任務を開始することになる(新民法1007条1項)。

そして、遺言内容の通知義務も任務の一環であると考えられることから、遺言執行者は遅滞なく遺言の内容を通知しなければならないと規定している。

遺言執行者が遺言の内容を通知することで、相続人は、遺言の内容を知るとともに、遺言執行者が就任したことを知ることができる。

(遺言執行者の権利義務)

第1012条 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

- 2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。
- 3 第644条から第647条まで及び第650条の規定は、遺言執行者について準用する。

現行条文

第1012条 同上

- 2 第644条から第647条まで及び第650条の規定は、遺言執行者について準用する。
- 3 新設

(解説)

1 改正の必要性について

遺言執行者は、遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するとされていたが（現行民法1012条1項）、これまで具体的な権限に関する規定がなかった。

遺言の記載内容からだけでは、遺言者が遺言執行者にどこまでの権限を付与する趣旨であったのかその意思が必ずしも明確でない場合も多く、そのために遺言執行者の権限の内容をめぐって争いになる場合があるとの指摘がされていた。

そこで、被相続人による財産の処分として実務上もしばしば用いられる遺贈について、その原則的な権限の内容に関する規定が設けられた。

2 新民法1012条2項について

遺言の内容が遺贈である場合には、遺言執行者の権限の範囲は遺贈の履行をするのに必要な行為全般に及ぶものと考えられるので、遺贈がされ、遺言執行者の定めがある場合には、遺言執行者が「遺贈の履行」をする権限を有する旨の規定がなされた。

より具体的に遺言執行者の権限を規定することも考えられたが、この場合の遺言執行者の権限の内容は、遺贈義務者が負う履行義務の内容によって定まるものと考えられるから、遺言執行者の権限に関する規定の中でこれを明確化することは見送られた。

「遺言執行者のみが」との文言については、特定遺贈がされた場合で遺言執行者がいるときには、被告適格を有するのは遺贈義務者に限られるとする判例(最判昭和43年5月31日民集22巻5号1137頁)の趣旨を明確化する観点から、その表現が用いられている。

(遺言の執行の妨害行為の禁止)

第1013条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

- 2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む。)が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

現行条文

第1013条 同上

- 2 新設
- 3 新設

(解説)

1 改正の必要性について

現行法上、遺言執行の妨害行為がされた場合の取扱いについては、現行民法1013条で、「遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができない」とされているが、相続人がこれに違反する行為をした場合の効果について、判例は絶対無効であるとしている（大判昭和5年6月16日民集9巻550頁）。

他方で、判例は、遺言者が不動産を第三者に遺贈して死亡した後に、相続人の債権者が当該不動産の差押えをした事案について、受遺者と相続人の債権者とは対抗関係に立つとしている（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁）。

これらの判例の考え方によると、遺贈がされた場合については、遺言執行者があれば遺贈が絶対的に優先し対抗関係は生じないのでに対し、遺言執行者がなければ対抗関係に立つことになるが、この点については、遺言の存否及び内容を知り得ない第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するおそれがあるとの指摘がされていた。

そこで、このような問題を解消するために新たに規定が設けられた。

2 新民法1013条2項について

上記の問題を踏まえて、現行法と同様、遺言執行者がある場合には、それに抵触する相続人の行為は無効であることを本文において明記したうえで、遺言の内容を知り得ない第三者の取引の安全を図る観点から、ただし書において、第三者保護規定を設けている。

この場合の第三者保護要件については、第三者に遺言の内容に関する調査義務を負わせるのは相当でないことから、善意であれば足りるものとし、無過失は要求されていない。

もともと、第三者保護規定の効果は、遺言執行者がある場合には、相続人に処分権限がないことに限定されるとされており、そのために、「これをもって、善意の第三者に対抗することができない。」との表現がとられている。

したがって、第三者は善意であることのほか、対抗要件を具備する必要がある。これは、第三者が善意であれば、それだけでその権利の取得を受益相続人等に対抗することができるとすると、あまりに第三者が保護される場合が多くなり、遺言執行者がその職務の執行に支障を来すおそれがあるとの考慮に基づくものである。

3 新民法1013条3項について

新民法1013条2項が設けられたことにより、遺言執行者がいる場合には、相続債権者が保護されるためには善意である必要があるという解釈の余地が生じることになった。

しかしながら、被相続人の遺言によって、相続債権者が権利行使に時間と労力を要してしまう事態を生じないようにすることができるとして考えられた。

そのような考慮から、本条項では、相続人の債権者及び相続債権者が相続財産についてその権利行使することを妨げない旨を規定し、新民法1013条2項により遺言執行者がある場合に無効となる行為の範囲を相続人がした行為(任意処分)に限定する旨が規定されている。

(特定財産に関する遺言の執行)

第1014条 前三条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

4 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

現行条文
第1014条 同上
2ないし4 新設

(解説)

1 改正の必要性について

新民法1012条2項において述べたとおり、遺言執行者の権限の内容をめぐって争いになる場合があるとの指摘を踏まえて、被相続人による財産の処分として実務上もしばしば用いられる遺産分割方法の指定(相続させる旨の遺言)について、その原則的な権限の内容に関する規定が設けられた。

遺産分割方法の指定については、受益相続人の単独申請による登記具備が認められているなど特別の取扱いがされている結果、現行法上も遺言執行者の具体的な権限の内容について解釈上の疑義があることから、遺言者の意思が明らかでない場合の原則的な権限の内容を定める必要性が高いものと考えられ、遺贈の場面よりも具体的な規定が設けられている。

2 新民法1014条2項について

対抗要件具備行為は、受益相続人にその権利を完全に移転させるために必要な行為であり、遺言の執行に必要な行為といえることから、対抗要件具備行為については原則として遺言執行者の権限に含めることを規定している。

この規定は、判例(最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁)の考え方等を参考したものであるところ、この判例が遺産分割方法の指定の対象財産が不動産であった事案に関するものであったことや、動産の引き渡しについては公示制度の不十分さか

らの困難が想定されることから、動産の引き渡しを遺言執行者の権限から除外することが検討された。

しかしながら、これらの理由は動産の引き渡しを遺言執行者の権限から除外する根拠として不十分であるとの指摘や、遺言執行者には諾否の自由があるとの指摘を踏まえ、除外規定を設けることは見送られた。

3 新民法1014条3項について

遺産分割方法の指定により、普通預貯金債権を取得させる旨の遺言がされた場合において、遺言者の意思としては、基本的には、相続開始時における普通預金債権等を確定額として相続人に取得させることを意図しているものと考えられ、その後に振り込まれた金員を取得させる意思まで有していたものとは通常認め難いように思われる。

また、預貯金契約上の地位の移転には相手方当事者である金融機関の同意が必要であり、遺言者の意思のみによってこれを実現することはできない。

これらの点を考慮すると、遺言執行者が預貯金契約上の地位を受益者に移転させる方法で遺言の内容を実現するのは必ずしも相当でなく、むしろ預貯金契約を解約し、その払戻しを認めることによってこれを実現する方が遺言者の通常の意思に合致することから、遺言執行者に払戻し及び解約の申し入れ権限を認める旨の規定を設けている。

もっとも、預貯金の一部のみについて遺産分割方法の指定がされた場合にも預貯金契約の全部を解約することができることとすると、遺言執行者に遺言の執行に必要な権限を超えて、相続財産の処分権限を認めることにもなり得ることから、ただし書において、遺言執行者に預貯金契約の解約権限が付与されるのは、預貯金債権の全部について遺産分割方法の指定がされた場合に限ることとしている。

なお、払戻しや解約について、払戻しや解約の「申入れ」をする権限を有することとしたのは、遺言執行者に強制的な解約権限まで認めるものではないことを明確にする趣旨であるとされている。

4 新民法1014条4項について

遺産分割方法の指定については、遺言者の意思が明らかでない場合の原則的な権限の内容として、遺贈の場面よりも具体的な規定が設けられていることからすると、遺言者の意思による変更を認めることができるとされるため、「被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う」との規定を設けている。

(遺言執行者の行為の効果)

第1015条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

現行条文

第1015条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

(解説)

1 改正の必要性について

遺言執行者の法的地位については、様々な議論があるところではあるが、大別すると、相続人の代理人とする考え方、遺言者(被相続人)の代理人とする考え方のほか、被相続人の意思に基づいて独立に遺言の内容を実現すべき任務ないし職務を有するとする職務説の考え方があるとされている。

現行民法1015条では、「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。」とされているが、例えば、遺留分減殺請求がされた場合のように、遺言者の意思と相続人の利益とが対立

する場面でも、遺言執行者としてはあくまでも遺言者の意思を実現するために職務を行えば足りるものと考えられることから本条の見直しが検討された。

2 新民法1015条について

現行民法1015条の「相続人の代理人とみなす」という部分の実質的な意味を明らかにすることを意図して、遺言執行者の行為の効果は相続人に帰属することと規定している。

現行法は、遺言執行者が遺言の執行をする際に、その行為の効果の帰属主体である「相続人のためにすることを示す」必要があるのかについては、文言上明らかではないが、一般的には、遺言執行者は、法律効果の帰属主体である相続人全員を明示することまでは必要とされていない一方で、自らの資格を示して(遺言執行者である自己の名において)行為をしなければならないものと考えられている。

現行民法1015条を改正し、遺言執行者の行為の効果が相続人に帰属するとの表現内容に改めることからすると、同条においても、現行民法99条と同様に、この点を含めて規定するのが相当であると考えられることから、「遺言執行者であることを示した」との要件を付加して規定することとされた。

遺言執行者としてはあくまで遺言者の意思を実現するために職務を遂行すれば足りる旨を明らかにする点にその趣旨があり、その意味では、遺言執行者に関する規律の明確化を意図したものであって、必ずしも実質的な規律の変更を意図したものではないとされている。

(遺言執行者の復任権)

第1016条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。

ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

現行条文

第1016条 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。
2 遺言執行者が前項ただし書の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第105条に規定する責任を負う。

(解説)

1 改正の必要性について

現行法上、遺言執行者は、遺言者がその遺言に反対の意思を表示した場合を除き、やむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることができないとされている（現行民法1016条）。

しかし、遺言において遺言執行者の指定がされる場合には、相続人など必ずしも十分な法律知識を有していない者が指定される場合も多く、遺言執行者の職務が広範に及ぶ場合や難しい法律問題を含むような場合には、その遺言執行者において適切に遺言を執行することが困難な場合もあり得ることから、遺言執行者の復任権の要件を緩和すべきであるとの指摘がされていた。

また、遺言の内容によっては、遺言執行者の職務とされた行為のうち、その一部については利益相反の関係に立つため、その相続人に遺言執行者の職務を行わせるのが相当でない場合や、遺言執行者が一部の相続人と対立関係にあるために、その相続人の利益となる行為を適切に行うこと期待することができない場合があるとの指摘もされている。

これらの指摘等を踏まえ、遺言執行者の復任権、選任、解任等の要件及び効果等の見直しについて検討がなされた。

2 新民法1016条1項について

遺言執行者に、他の法定代理人と同様の要件の下で、復任権を認めることとするものである。

法定代理人は、原則として、その責任において復代理人を選任することができるとされている(現行民法106条前段)。これは、法定代理人の職務は広範に及ぶため単独では処理し得ない場合も多いこと、法定代理人については任意に辞任することが認められていないこと、法定代理人が選任される場合の本人は制限行為能力者、不在者など、復代理についての許諾能力に欠ける場合が多いこと等を考慮したものであるといわれている。

遺言執行者についても、遺言の内容如何によっては、その職務が非常に広範に及ぶこともあり得、また、遺言の執行を適切に行うためには相応の法律知識等を有していることが必要となる場合があるなど、事案によっては弁護士等の法律専門家にこれを一任した方が適切な処理を期待することができる場合もあると考えられる。

さらに、遺言執行者は、実質的には既に死亡した遺言者の代理人として、その意思を実現することが任務とされており、その意味では、復代理を許諾すべき本人もない状況にあるため、遺言執行者の復任権の要件は、任意代理人による復代理人選任の要件(現行民法104条)よりもさらに狭く、このことが遺言執行者の任務の遂行を困難にしている面があると考えられる。そこで、遺言執行者についても、他の法定代理人と同様の要件で、復任権を認めることとしたものである。

3 新民法1016条2項について

法定代理人の責任に関する現行民法106条後段と同様に、復任につきやむを得ない事由があるときは、その選任及び監督についての責任のみを負うことを規定している。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(概要)

①遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生じるとされていた従来の規律を改め、遺留分権利者の権利を金銭債権化する改正がされた(改正法1046条)。この結果、目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思が貫徹されることとなり、また、遺留分減殺請求権の行使により複雑な共有関係が生じることも回避できるようになった。②他方で、金銭請求を受けたが直ちに金銭を準備できない受遺者又は受贈者(以下「受遺者等」という。)を保護するため、受遺者等の請求により、裁判所が、相当の期限を許与することができるとする制度を新設した(改正法1047条5項)。

(1) 遺留分侵害額請求権の行使

(遺留分侵害額の請求)

第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

- 2 遺留分侵害額は、第1042条の規定による遺留分から第1号及び第2号に掲げる額を控除し、これに第3号に掲げる額を加算して算定する。
- 一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第903条第1項に規定する贈与の価額
 - 二 第900条から第902条まで、第903条及び第904条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第899条の規定により遺留分権利者が承継する債務(次条第3項において「遺留分権利者承継債務」という。)の額

(新設条文)

部会資料1、4、8、10、11、12、13、中間試案、14、16、20、20-2、22-1、22-2、23-1、23-2、23-3、24-1、24-2、25-1、26-1、26-2

(解説)

ア 規定新設の趣旨

改正前は、遺留分減殺請求権を行使することにより当然に物権的効果が生ずるとするのが通説であり、実務上も一般的にそのように理解されていた。このため、遺留分減殺請求の結果、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者等と遺留分権利者との共有になることが多かった。しかし、このような帰結は、円滑な事業承継を困難にするものであり、また、共有関係の解消をめぐって新たな紛争を生じさせることになるとの指摘がされていた(中間・補足55頁)。

そこで、改正法は、遺留分減殺請求権を行使することにより当然に物権的効果が生ずるという従来の規律を改め、遺留分権利者は、受遺者等に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとした(遺留分減殺請求権の金銭債権化。中間・補足56頁、追加・補足59頁)。

イ 具体例

例えば、被相続人の法定相続人が長男と長女の2名であり、経営者であった被相続人が、事業を手伝っていた長男に対し、会社の土地建物(評価額1億1123万円)を、長女に対し預金1234万5678円を、それぞれ相続させる旨の遺言をし、死亡したという事例を考えてみる(以下では議論を単純化するため会社の株式については考慮しないものとする)。

旧法下では、被相続人の死亡後、遺言の内容に不満な長女が長男に対し、遺留分減殺請求権を行使すると、物権的効力が生じるため、会社の土地建物は、長男と長女の複雑な共有状態(持分割合は長男 9268万 1758/1億 1123万、長女 1854万 8242/1億 1123万)となつた。

(遺留分侵害額の計算)

$$1854\text{万}8242\text{円} = ((1\text{億}1123\text{万円} + 1234\text{万}5678\text{円}) \times 1/2 \times 1/2 - 1234\text{万}5678\text{円})$$

これに対し、改正法では、遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となるため、同じ事例では、長女は長男に対し、1854万8242円の金銭債権を取得するに留まり、旧法下で生じていたような複雑な共有関係の発生は回避できるようになった(以上の具体例は、<http://www.moj.go.jp/content/001263488.pdf>による。)。

ウ 1項について

本条1項の定める「遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる」権利は、旧法の遺留分減殺請求権に相当するものであって、その法的性質は、旧法の遺留分減殺請求権と同様、形成権である。遺留分権利者の受遺者等に対する具体的な金銭債権は、本条1項の権利(形成権)を行使して初めて発生することになる(形成権の行使による具体的な金銭債権の発生という構成の採用。追加・補足59~60頁)。

なお、1項括弧書きは、いわゆる相続させる遺言(改正法では、1014条2項において「特定財産承継遺言」として定義されている)及び相続分の指定が減殺請求の対象となることを明文化したものである(追加試案59頁)。

相続分の指定に対する本条1項の行使の効果に関しては、その効果を金銭債権の発生とする以上、遺留分権利者は、受遺者に対する遺留分侵害額に相当する金銭の支払いしか請求できず、遺産分割には参加できないとの考え方が採用されていると説明されている(追加・補足61頁)。

エ 2項について

旧法下では、遺留分侵害額の計算方法は明文化されていなかったが、実務上は下記の計算方法が定着していた。そこで、改正法では、下記の計算方法を明文化した(追加・補足59~60)。

記

遺留分侵害額=(遺留分額)-(遺留分権利者が受けた特別受益)-(遺産分割の対象財産がある場合(既に遺産分割が終了している場合も含む。)には具体的相続分に応じて遺産を取得したものとした場合の当該遺産の価額(ただし、寄与分による修正は考慮しない。))+(被相続人に債務がある場合には、その債務のうち遺留分権利者が負担する債務の額)

(2)受遺者又は受贈者の負担額及び受遺者又は受贈者の請求による金銭債務の支払に係る期限の許与

(受遺者又は受贈者の負担額)

第1047条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

- 一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
- 二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

三 受贈者が複数あるとき(前号に規定する場合を除く。)は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

2 第904条、第1043条第2項及び第1045条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。

3 前条第1項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第1項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第1項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

(新設条文)

(解説)

ア 1項について

旧法1033条から1035条は、減殺の対象となりうる遺贈・贈与が複数ある場合についての減殺の対象となる遺贈・贈与の順序を定めていた。しかしながら、改正法1046条が遺留分減殺請求権の効力を改め、遺留分権利者の権利を金銭債権化したことから、改正法1047条1項は、旧法1033条から1035条が定めていた規律を、受遺者等の負担額に関する規律に改めた。

イ 2項について

本条2項は、受遺者等の負担額を定める際の限度額となる遺贈又は贈与の目的の価額を評価する場合について、旧法904条、1029条2項、1038条と同様の規律によることを規定している。

ウ 3項について

遺留分権利者が相続によって負担する債務がある場合、受遺者又は受贈者が、当該債務を消滅させる行為をしたときには、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって遺留分侵害額の算定により負担する債務を消滅させることができることを規定している（詳細は、後記「遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し」を参照のこと）。

エ 4項について

本条4項は、旧法1037条と同様の規律である。

オ 5項について

前記のとおり、改正法は、遺留分減殺請求権行使の結果として物権的効力が生じるとする従来の規律を改め、遺留分権利者の権利行使の結果、遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生するという法則を採用した。

他方で、遺留分に関する権利行使の効果を金銭債権の発生に改めると、金銭請求を受けた受遺者等が直ちに金銭を準備することができず不利益を被る可能性があることが指摘された。そこで、部会では、金銭請求を受ける受遺者等の利益を保護するため様々な方策が検討された。

部会での検討は糾余曲折を経たが、最終的には、本条5項のとおり、受遺者又は受贈者の請求により、裁判所が金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるとの制度が採用された。

（3）遺留分侵害額請求権の期間の制限

（遺留分侵害額請求権の期間の制限）

第1048条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があつたことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

現行条文

第千四十二条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

(解説)

改正法1046条1項が定める権利(形成権)は、旧法の遺留分減殺請求権に相当するものであり、旧法1042条と同様に短期間の権利行使制限に服する。本条は、このことを規定したものである。

なお、旧法下では、遺留分権利者は、旧法1042条の定める期間内に遺留分減殺請求権を行使しさえすれば、物権的効力が生じるため、減殺対象財産が物権である場合には、別途、消滅時効の問題は生じなかつたが、新法では、改正法1046条1項の定める権利を行使することにより生じた具体的な金銭債権については、別途、民法の一般の債権と同様の消滅時効に関する規律に服することになるため、注意が必要である(民法第166条第1項、第167条第1項、平成29年法律第44号による改正後の民法第166条第1項、追加・補足60頁)。

図解資料【遺留分制度の見直し】

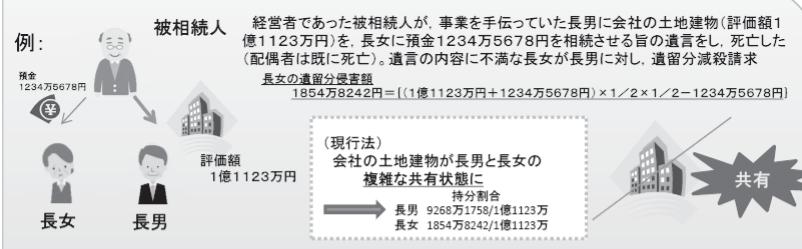
遺留分制度の見直し

1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化する
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るために、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようとする。

2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処方に支障が出るおそれ



3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により**共有関係が当然に生ずることを回避**することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという**遺言者の意思を尊重**することができる。

(改正後)
遺留分減殺請求によって生ずる権利は**金銭債権**となる。
同じ事例では、長女は長男に対し、
1854万8242円 請求できる。



〈法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263488.pdf>〉

2 遺留分の算定方法の見直し

(概要)

以下の計算式が明示された(新民法1042条、1046条2項)。

遺留分=(遺留分を算定するための財産の価額)×(新民法第1028条各号に掲げる
遺留分率)×(遺留分権利者の法定相続分)

遺留分侵害額=(遺留分)-(遺留分権利者が受けた特別受益)-(遺産分割の対
象財産がある場合*)には具体的な相続分に応じて取得すべき遺産の価額**)+(新
民法第899条の規定により遺留分権利者が承継する相続債務の額)

* 「遺産分割の対象財産がある場合」には、既に遺産分割が終了している場合も含
む。

** 「具体的な相続分に応じて取得すべき遺産の価額」では、寄与分による修正は
考慮しない。

ここでは、遺産分割が終了しているか否かにかかわらず、具体的な相続分による取得で処
理されることになる。

なお、受遺者等が遺留分権利者が承継する債務について弁済等をしたときは、消滅した
債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって、遺留分侵害につい
ての債務を消滅させることができる(新民法1047条3項)。

(遺留分の帰属及びその割合)

第1042条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第1項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

一 直系尊属のみが相続人である場合 3分の1

二 前号に掲げる場合以外の場合 2分の1

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第900条及び第901条の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

現行条文

第1028条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

一 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分の1

二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産

(遺留分を算定するための財産の価額)

第1043条 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする。

2 (略)

現行条文

第1029条

1 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。

2 (略)

第1044条

1 贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする。

- 2 第904条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。
- 3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあ
るのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の
資本として受けた贈与の価額に限る。)」とする。

現行条文

1030条の条文番号を1044条とし、1項は同じ。2項、3項は新設。

1031条ないし1038条は削除。

第1045条

- 1 負担付贈与がされた場合における第1043条第1項に規定する贈与した財産の価額
は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。
- 2 不相当な対価をもつてした有価行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加える
ことを知つしたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。

現行条文

第1039条

- 1 (新設)
- 2 不相当な対価をもつてした有価行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つしたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対
価を償還しなければならない。

部会資料4、7、8、10、11、12、13 中間試案、補足説明、部会資料14、16、20、20-2、21、22-1、22-2、23-1、
(23-2)、24-1、24-2、25-1、(25-2)、26-1、(26-2)

* ()は、形式的な修正に止まるもの。

(解説) 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲

ア 改正の必要性

「相続開始前の1年間にしたものに限り」(現行法1030条)につき、この規定は相続人
以外の第三者に対して贈与がされた場合に適用されるものであり、相続人に対して生前
贈与がされた場合には、その時期を問わず原則としてそのすべてが遺留分算定の基礎

となる財産の価額に算入されると解されてきた(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)。

これに対して、立法過程では、被相続人が相続開始時の何十年も前にした相続人にに対する贈与の存在によって、第三者である受遺者または受贈者は、減殺請求されるとの不都合が指摘されていた。

また、相続人について、生前贈与を無限定に遺留分算定の基礎となる財産に算入すると、相続開始時の財産(「相続開始時の積極財産」－「相続債務」)が債務超過でも、過去何十年にもわたる生前贈与がこの基礎財産に算入され、積極財産のみが加算される結果、遺留分の算定(「遺留分算定の基礎となる積極財産」－「相続債務」)をする際には容易に資産超過の状態に変わり得ることになり、遺留分制度の潜脱防止の観点から短期間に限って生前贈与を遺留分算定の基礎となる財産に含めることとした民法第1030条の趣旨を没却するのではないかとの指摘があった。

イ 新民法の規律

新民法では、相続人に対する贈与については、相続開始前の10年間になされたものに限って遺留分算定のための基礎財産に持ち戻すこととし、持戻しの対象となる贈与の価額についても「婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。」との限定を設けた(新民法1044条3項)。

(遺留分侵害額の請求)

第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

- 2 遺留分侵害額は、第1042条の規定による遺留分から第1号及び第2号に掲げる額を控除し、これに第3号に掲げる額を加算して算定する。
 - 一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第903条第1項に規定する贈与の価額
 - 二 第900条から第902条まで、第903条及び第904条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
 - 三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第899条の規定により遺留分権利者が承継する債務(次条第3項において「遺留分権利者承継債務」という。)の額

(新設条文)

(受遺者又は受贈者の負担額)

第1047条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

- 一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
- 二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担

する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

三 受贈者が複数あるとき(前号に規定する場合を除く。)は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

2 第904条、第1043条第2項及び第1045条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。

3 前条第1項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第1項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第1項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

(新設条文)

(解説) 遺産分割の対象となる財産がある場合の規律

ア 改正の必要性

遺産分割の対象となる財産がある場合の遺留分侵害額の計算においては、遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額を控除することになるが、この控除額の計算方法については、法定相続分を前提に算定すべきであるとする法定相続分説と、具体的相続分を前提に算定すべきであるとする具体的相続分説が対立していた。

従来の実務では、法定相続分説が有力であったといえる(大阪地方裁判所民事訴訟実務検討委員会計画審理検討小委員会「訴訟類型に着目した訴訟運営」判タ1077号4頁。東京地方裁判所プラクティス委員会第三章委員会「遺留分減殺請求訴訟における遺留分算定について——計算シートによるモデル訴状の提案」判タ1345号34頁)。

もっとも、法定相続分説に対しては、遺留分侵害額請求がなされる事案では、特別受益が存在することも少なくないところ、これを考慮しないと実際の遺産分割の結果との乖離が多くなるという問題があった。また、遺留分侵害額は相続開始時に算定されるべきものであるところ、特別受益を考慮した具体的相続分は相続開始時にも観念することができるため、具体的相続分によるべきことが説かれた。

イ 新民法の規律

新民法では、具体的相続分説を採用し、遺産分割が終了しているか否かにかかわらず、具体的相続分説に基づいて処理することとした(新民法1046条2項2号)。

なお、寄与分による修正が考慮されることは従前のとおりである。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

(概要)

遺留分権利者が相続によって負担する債務がある場合、受遺者又は受贈者が、当該債務を消滅させる行為をしたときには、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって遺留分侵害額の算定により負担する債務を消滅させることができるものと規定する旨の規定を新たに設けるものである。

(受遺者又は受贈者の負担額)

第1047条第3項 前条第1項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第1項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

新設条文

(参考)

第1046条1項 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

第1047条1項 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

- 一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
- 二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
- 三 受贈者が複数あるとき(前号に規定する場合を除く。)は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

中間試案15頁、部会資料4の14頁、部会資料8の16頁、部会資料16の18頁、部会資料16について解説の18頁、部会資料25-2の17頁、部会資料26-1の17頁

(解説)

1 改正の必要性について

遺留分侵害額の算定方法は、前項「遺留分の算定方法の見直し」において説明したところである。

[計算式]

遺留分=(遺留分算定の基礎となる財産)×(新民法1042条1項各号に掲げる遺留分率)×(法定相続分)
遺留分侵害額=(遺留分)-(遺留分権利者が受けた特別受益の額)-(遺産分割の対象財産がある場合には
具体的相続分に応じて取得すべき遺産の額)+(新民法899条の規定により遺留分権利者が承継する相続債
務の額)

遺留分侵害額の算定において、遺留分権利者が承継する相続債務の額を加算する取扱いがされているのは、遺留分権利者が相続債務を弁済した後にも、遺留分権利者に一定の財産が残るようにするためである。そして、相続債務額を加算することは、受遺者又は受贈者が遺留分権利者の弁済資金を事前に提供したことと同様の状態を生じさせることになる(部会資料4の14頁、部会資料8の16頁)。

しかし、例えば、受遺者又は受贈者が被相続人の経営する法人の経営を承継し、相続債務のほとんどがその法人が負う債務を主債務とする連帶保証債務であったという事案では、主債務者が弁済を行う限り、遺留分権利者は債務を弁済する必要はないことになる(部会資料4の14頁)。

受遺者又は受贈者が個人経営者である場合にも、遺留分権利者がその承継する相続債務の支払いをしないときに、その分の支払いを怠ることができない場合が多いと考えられる(部会資料4の14頁)。

このような場合に、受遺者又は受贈者が相続債務額の支払いをした上で遺留分権利者に求償するのは迂遠である。また、事業を承継する受遺者又は受贈者は、遺留分権利者に弁済資金の前渡しをするよりも、期限の利益を放棄して相続債権者に直接弁済することを希望する場合があるものと考えられる(部会資料4の14頁)。

上記の点から、受遺者又は受贈者が、遺留分権利者が承継する債務である「遺留分権利者承継債務」を弁済等により消滅させる行為をした場合の規律を新たに設ける必要性が生じた(部会資料16の19頁)。

2 新民法1047条第3項について

(1) 前述のとおり、遺留分権利者が承継した相続債務の弁済等をしない場合に、受遺者又は受贈者が弁済や免責的債務引受を行うことによって相続債務を消滅させる必要が生ずる場合がある。この場合、受遺者又は受贈者が別途求償権を行使することは迂遠であり、受遺者又は受贈者が相続債務を消滅させたことを遺留分権利者が取得する権利の内容に直接反映させることが簡便であるとも考えられるため、本規律が設けられた(部会資料8の16頁)。

遺留分権利者に対する債務減縮の効果を、受遺者らの意思表示にかからしめる本規律については、受遺者らによる求償権との相殺も可能である以上、その意義が問題となるが、
①受遺者又は受贈者が、免責的債務引受をした場合、引受人は債務者に対して求償権を取得しない(新民法[債権関係]472条の3)こと、②受遺者又は受贈者が第三者弁済をした場合、遺留分権利者承継債務が弁済期前のものであれば、受遺者又は受贈者は、その弁済期が到来するまで相殺することができないこと、③遺留分権利者が遺留分侵害額請求をした後、侵害額請求により生じた金銭債権について差押えがされた場合、その後に、受遺者又は受贈者が第三者弁済をしたとしても差押債権者には相殺を対抗することができない(新民法[債権関係]511条1項)ことなどから、本規律の意義は認められる(以上、部会資料16の19~22頁)。

(2) 具体的事案における処理方法

【具体的事案】

Aは個人でリフォーム設計の事業を営んでいる。Aには相続人として、長男Bと次男Cがいる。Aの妻Wはすでに他界している。

Aは、Bが1年前に独立して事務所を出す際、事業資金として1500万円を贈与した。また、Aは、Cが半年前に自宅を購入する際、700万円を贈与した。

Aの資産として、自宅として甲土地及び乙建物(あわせて4000万円相当)と預金800万円がある。他方で、Aには、事業に関連した債務として2000万円がある。

A死亡後、Aの事業及び暖簾・顧客等はBが受け継いた。その際、Bは、Aの債務のうち1700万円を弁済した。Aは、「すべての財産を長男Bに相続させる。」との遺言を遺していたところ、Cから遺留分侵害額請求権を行使された場合、Bはいかなる主張をすることができるか。

【新民法による処理】

※ Cの遺留分額

$$(4000\text{万} + 800\text{万} + 1500\text{万} + 700\text{万} - 2000\text{万}) \times 1/2 \times 1/2 = 1250\text{万円}$$

※ Cの遺留分侵害額

$$1250\text{万} - 700\text{万} = 550\text{万円}$$

CはBに対し550万円の遺留分侵害額請求権行使が可能となる。

一方、BはCに対し700万円の求償権を有しているので(第三者弁済)、Bの請求により550万の遺留分侵害額請求権は消滅する(BのCに対する求償権もその限度で消滅する)。残部の150万(700万 - 550万)については、依然としてBはCに対して求償権を有している。

3 破産法との関係

遺留分権利者の破産において、支払不能等の危機時期以後に、受遺者らが遺留分権利者の債務を弁済したことにより、遺留分侵害額請求権について消滅請求を認める場合、

自働債権に相当する求償権と遺留分侵害額請求権が消滅することになり、破産財団との関係では相殺を認めたこととほぼ同様の効果が生じることから、破産法72条1項2～4号の相殺禁止規定の類推適用を認める余地がある。

一方、受遺者らが免責的債務引受をしたことにより、遺留分侵害額請求権について消滅請求を認める場合、受遺者らは求償権を取得することができず(新民法[債権関係]472条の3)、債権の対立自体は生じないことになるが、破産債権(遺留分権利者に対する債権)を消滅させることに伴い、破産財団に属すべき財産(遺留分侵害額請求権)が減少するという関係にはあることから、解釈上、同じく相殺禁止規定の類推適用が認められる可能性はある(以上、部会資料25－2の17頁)。

第5 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し

1 権利の承継に関する規律

(概要)

相続による権利の承継について、相続人が相続財産に属する財産を取得した場合であっても、その相続人の法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととした。また、債権承継の場合について、従前の対抗要件具備の方法に加えて、受益相続人(=遺言等により相続財産から権利を承継する相続人)による被相続人の債務者に対する単独通知による対抗要件具備を認めた。

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第899条の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

部会資料5の6頁ないし9頁、部会資料9の9頁ないし11頁、部会資料11の15頁ないし18頁、部会資料12の17頁ないし18頁、部会資料13の11頁ないし13頁、「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」の9頁、「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」の38頁ないし41頁、部会資料14の12頁、部会資料17頁の4頁ないし11頁、部会資料18の9頁、部会資料19-1の11頁ないし16頁、部会資料21の26頁ないし36、部会資料22-1の14頁、部会資料22-2の30頁ないし31頁、部会資料23-1の17頁、部会資料23-2の19頁ないし22頁、部会資料24-1の17頁、部会資料24-2の36頁ないし39頁、部会資料25-1の19頁ないし18頁、部会資料25-2の18頁、部会資料26-1の19頁、部会資料26-2の10頁

(解説)

1 改正の必要性について

現行民法の規定は、遺言がない場合(遺産分割が必要となる場合)は、「相続開始の前後で第三者の法的地位にできるだけ変動を来さないようにする」という考え方に基づいて規律されている。例えば、相続人間の内部的な関係では、多くの特別受益があるために具体的な相続分がない者についても、第三者との関係では、遺産分割が終了するまでの間は、法定相続分による権利の承継があるものとして取り扱われ、法定相続分による権利の承継があったことを前提として当該相続人に対してされた差押え等の効力は、その後の遺産分割の結果によって影響を受けないこととされている(現行民法909条但書参照)。

これに対し、遺言のある場合についての現行の判例法理によると、遺言によって法定相続分とは異なる権利の承継がされた場合には、対抗要件なくしてこれを第三者にも対抗することができるとされている(最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁等)。

そのため、遺言のある場合は、ない場合に比べて、相続債権者や被相続人の債務者の法的地位が相当程度不安定なものになるが、かかる結論は、相続人の法的地位を包括的に承継するという相続の法的性質に照らすと、必ずしも合理的ではない。

また、遺言のあるなしという第三者の知りえない事情によって、個別の取引の安全が害されるおそれがあるほか、実体的な権利と公示の不一致が生ずる場面が多く存在することになり、とりわけ公的な公示制度として定着している不動産登記制度に対する信頼を害するおそれがある。

そこで、今回の見直しでは、これらの点を考慮して、相続による権利の承継についても対抗要件主義を適用することとしたものである。

2 新民法899条の2第1項について

相続による権利の承継について、相続人が相続財産に属する財産を取得した場合であっても、その相続人の法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないとした。

中間試案補足説明では、「2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し」において、遺言における権利の承継にも対抗要件主義を適用することとし、また、債権について対抗要件具備の方法に関する特則等を設ける方向で検討が進められていた。

その後、本規律を、包括承継であるがために民法177条等の適用外となる相続のうち、権利変動の過程に意思表示が介在するものについての特則として位置づけ、その適用範囲は遺言の場合のみならず遺産分割の場合も含むものとし、条文の文言も「相続による権利の承継」と拡張して規定した。なお、上記のとおり、これは包括承継の場合の特則であるから、特定承継である遺贈は本規律の対象からは除かれる（遺贈は、従前どおり民法177条等の適用対象とされる）。

なお、第1項の「第三者」の文言は、民法177条又は178条の「第三者」と同義であり、「当事者及びその包括承継人以外の者であつて、対抗要件の欠缺を主張することについて正当な利益を有する者」と限定解釈すれば、「法定相続分を超える部分については」という文言は、必要がないとも思われる。しかし、対抗要件主義が適用される範囲が権利の全体に及ぶのか、法定相続分を超える部分に限られるのかが不明確であるし、今回の見直しが、現行の判例法理のうち、遺言による権利承継があった場合には、第三者との関係でも、それ以外の相続人は完全に無権利者として取り扱われるという点を見直すことを意図したものであることから、その立法趣旨が明らかにするために、上記文言を残すこととした。

3 新民法899条の2第2項について

中間試案では、「第2 遺産分割に関する見直し」と「第4 遺言制度に関する見直し」の項目のなかで、遺産分割及び遺言による債権の承継について、それぞれ、債務者対抗要件及び第三者対抗要件に関する特別の規律を設けることを検討していた。

しかし、前述の通り、第1項で、遺産分割と遺言を「相続による権利の承継」として統一的に規律したこととの関係で、相続による債権の承継についても、債権譲渡における譲渡人に相当するものは、被相続人の地位を包括的に承継した共同相続人全員であり、譲受

人に相当するものは遺言や遺産分割により相続財産に属する債権を取得した受益相続人にあたると考えることができ、共同相続人全員による通知（遺言執行者による通知含む）や債務者の承諾、第三者対抗要件は現行民法467条の規律に含まれることになる。そこで、これらの規律は第1項に一元化し、新たな規定はおかないとした。

他方、相続による債権の承継の場合、他の共同相続人は通知義務を負わない結果、特段の措置を講じなければ対抗要件具備義務を負うものがいなくなるため、この部分については別途規律が必要となる。そこで第2項において、受益相続人による単独での通知方法を定めることとした。

受益相続人による単独の通知方法としては、債務者をして、客観的に遺言等の有無やその内容を判断できるような方法（たとえば、受益相続人が遺言の原本を提示し、債務者の求めに応じて、債権の承継の記載部分について写しを交付する方法）を持って通知することでも足りるとし、「遺言の内容を明らかにして」通知をすることを要件とした。この点、虚偽通知の防止や、債務者のインフォメーションセンターとしての機能を維持するために、遺産分割協議書や遺言書といった遺産分割や遺言により権利の承継が生じたことに疑義を生じさせない程度の文書の交付を要件とすることも検討されたが、プライバシー保護や債務者の事務処理の煩雑さを考慮して、最終的には、遺言書等の交付を必須の要件とはしなかった。

図解資料【相続の効力等に関する見直しについて】

相続の効力等に関する見直しについて

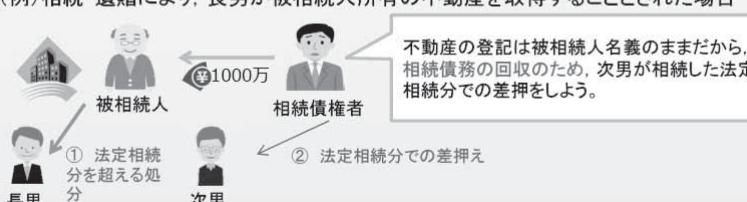
1. 見直しのポイント

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗することができるとしていた現行法の規定を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

2. 現行制度

遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する

(例)相続・遺贈により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合



①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言(注)
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	常に①が優先

上記の結論は、
 ・遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益を害する
 ・登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがある。

(注) 相続させる旨の遺言による権利の承継は、登記なくして第三者に対抗することができる（判例）

3. 制度導入のメリット

改正後の規律

相続させる旨の遺言についても、**法定相続分を超える部分**については、登記等の対抗要件を具備しなければ、債務者・第三者に対抗することができない。

改正後の①と②の優劣

①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	登記の先後

遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる

（法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263489.pdf>）

2 義務の承継に関する規律

(概要)

遺言で相続分の指定や包括遺贈がされた場合の、相続債権者から各共同相続人に対する権利行使に関する規定を新たに設けるものである。

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)

第902条の2 被相続人が相続開始の時において有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

新設条文

中間試案・補足41頁、部会資料19-1・16頁、部会資料21・36頁、部会資料22-2・31頁

(解説)

1 改正の必要性について

現行民法は、第902条で「被相続人は…遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる」と規定しているのみであり、相続債務が存在する場合の規律については条文上明らかではなかったので、遺言で相続債務について相続分の指定がされた場合の効力について、判例法理にしたがい、新たな規定を設けた。

2 変更点について

(1) 遺言により相続債務について相続分の指定がされた場合でも、相続債権者は、各共同相続人に対し、法定相続分に応じた債務の履行を請求することができる旨の規定を新設した。

判例(最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁)は、「遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人に…相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、…相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務を…承継することになると解するのが相当である。」としており、相続人は、相続債務についても遺言で相続分を指定できる、との考え方をとっている。

もっとも、相続分の指定は相続債権者の関与なく行われるものであることから、上記判例は、「遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債権者に対してはその効力が及ばない。」として、相続債権者の利益保護を図っている。

本規定は、この判例法理にしたがい、遺言により相続債務について相続分の指定がされた場合でも、相続債権者は、各共同相続人に対し、法定相続分に応じた債務の履行を請求できる旨を明文化した。

(2) 相続債権者側から、指定相続分に応じた義務の承継を認めることができる旨の規定を新設した。

遺言により共同相続人の中の一人が全財産とともに債務も承継した場合など、相続債権者にとって、債務の引当財産の確保の観点から、指定相続分に応じて債務が承継された方が望ましい場合もある。

そこで、相続債権者が指定相続分による債務の承継を承諾した場合には、当該相続債権者との関係においても、指定相続分に応じて債務が承継される旨を定めた。

本規定の具体的な適用場面として、部会で検討され、一定の結論が導かれたものは以下のとおりである。

- ① 相続人の法的安定性を確保するため、相続債権者が相続人の一人に対して指定相続分に応じた債務の承継を承認した場合には、すべての相続人に対してその効力を生ずる。
- ② 相続債権者は、指定相続分の割合による債務の承継を承認しない限り、法定相続分の割合に応じて権利行使できる。
- ③ 相続債務の一部について法定相続分の割合に応じて権利行使し、相続人からその弁済等を受けた場合でも、禁反言の原則に反するような場合でなければ、残債務について指定相続分の割合による権利行使が認められる。
- ④ 相続債権者が遺言の内容を知った後に法定相続分の割合に応じて権利行使しただけでは、当然に指定相続分の割合による権利行使は否定されないが、相続債権者が遺言の内容を知った後に、相続人に対し、法定相続分の割合に応じてのみ権利行使する旨を明言していたような場合には、以後、指定相続分の割合による権利行使は禁反言の原則に反し認められないと考えられる。
- ⑤ 指定相続分が法定相続分よりも少ない相続人に対して法定相続分に応じて権利行使し、相続債権者が弁済を受けた後に、他の相続人に対して、指定相続分に応じた債務の承継を承諾したうえで権利行使した場合は、他の相続人の負担する債務がその分減縮することになる。この場合、指定相続分を超える弁済をした相続人は、これによつて利益を受ける相続人に対し、求償権を行使することができる。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(概要)

現行法上、寄与分は相続人にのみ認められるものであることから、相続人の配偶者など相続人以外の者が被相続人に対して無償で療養看護などをし、遺産の形成又は維持に多大な貢献をしている場合であっても、その分配を受けることはできない。この現行の制度に対しては現実に療養看護などを担った親族の貢献に報いることができず、実質的公平に反するとの指摘があった。そこで、相続人以外の親族についても、無償で被相続人の療養看護を行うなど一定の貢献をした場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求を求めるができるようすべく「特別の寄与」の規定が新設されることとなった。

第10章 特別の寄与

第1050条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額そ

の他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

(新設条文)

※改正家事事件手続法

第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件

(管轄)

第216条の2

特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(給付命令)

第216条の3

家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。

(即時抗告)

第216条の4

次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方

二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人

(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)

第216条の5

家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所)は、特別の寄与に関する処分についての審判又は調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は申立人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別の寄与に関する処分の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

部会資料1、3、7、10、11、12、13、中間試案、14、19、20、22-1、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1、26-1、26-2

(解説)

1. 規定新設の趣旨

現行法上、寄与分は、相続人にのみ認められるものであることから、相続人以外の者(例えば、相続人の配偶者等が考えられる)が遺産の形成又は維持に多大な貢献をしている場合であっても、その分配を受けることはできないが、この現行の制度に対しては現実に療養看護などを担った親族の貢献に報いることができず、実質的公平に反するとの

指摘があり、相続人以外の者であっても、一定の貢献をした場合には、遺産の分配を求めることができるようすべきであるとの指摘があるとされていた(部会資料1・4頁)。

例えば、相続人の妻が、被相続人(夫の父)の療養看護に努めた場合であっても、遺産分割手続において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産の分配を請求したりすることはできない。この点については、夫の寄与分の中で妻の寄与を考慮することを認める裁判例も存在するが(東京家審平成12年3月8日・家月52巻8号35頁等)、このような取扱いに対しては、なぜ寄与した妻ではなく夫がその寄与分を取得できるのか、妻以外の寄与者(例えば、被相続人の兄弟姉妹等)の寄与も同様に認めなければ不公平ではないかといった指摘もされている。また、前記の例において、相続人となるべき者であった配偶者が既に死亡している場合には、配偶者の貢献を相続人の寄与分の算定の際に考慮することもできず、配偶者が遺産分割において自己の貢献に見合った財産の分配を受けることはできないが、このような結論は実質的公平に反するとの指摘もされているところであった。

この問題は、相続人以外の者が被相続人ととの間で契約を締結することや、両者間で養子縁組をすること、被相続人が遺贈をすること等の法的手段を取ることによって解決を図ることが可能ではある。しかしながら、当該相続人以外の者と被相続人との人的関係等によつては、当該相続人以外の者が、被相続人に対し、これらの法的手段を取ることを依頼することが心情的に困難な場合も多いものと考えられ、当該相続人以外の者がその貢献に応じた財産の分配を受けることができるか否かは、結局のところ、被相続人の意向に委ねられざるを得ない。また、当該相続人以外の者が被相続人に対して扶助義務ないし扶養義務を負っている場合には、法的にも、被相続人がこれらの法的手段を取らないことを理由に、扶助義務等を免れることはできないと考えられる。

これらの問題点の指摘を踏まえ、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を講ずることが考えられないかが検討されてきた(部会資料4・10頁、中間試案補足説明80頁以下)。

そこで、改正法では、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族を「特別寄与者」し、特別寄与者は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(特別寄与料)の支払を請求することができるとする「特別の寄与」の制度を新設したのである(新民法1050条)。

2. 1項について

(1) 請求権者

「特別の寄与」の制度に基づき「特別寄与料」を請求することができる者、被相続人の親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族(民法725条))である。ただし、特別寄与の制度は相続人とならない者の公平を図る制度であることから、相続人や放棄・欠格・廃除によってその相続権を失った者は除かれる。

権利の主体について、審議の過程においては、親族よりも更に限定をする見解から親族という限定すら設けない見解まで見られたが、実質的公平の観点と相続法の体系などの観点から主体は親族となった。

(2) 寄与の態様・程度

被相続人に対して「無償で」「療養看護その他の労務の提供をした」ことにより「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」ことが要件となる。

「無償性」が要件とされているのは、対価を得ている者については、相続人ではないにも関わらず、あえて更なる金銭請求を認める必要性がないからであり、この点で相続人間の実質的公平を図る寄与分の制度(民法902条の2以下)とは異なる。

また、寄与の態様は「療養看護その他の労務の提供」という事実行為に限定されている。

療養看護等の事実行為は無償で行われることが多く、親族間において有償契約の締結等の手段を用いることにより負担を回避することは困難であることから、特にこのような場合に相続人ではない親族について金銭請求を認めた制度と理解することができる。

そして「被相続人の財産の維持又は増加」が認められることを要件とすることにより、各相続人に金銭請求に応じる負担を課することが許容されることとなるとされている。

3. 2項について

(1) 協議・協議に代わる処分

2項本文は、特別寄与料の支払について、まずは当事者間の協議に委ねるとともに、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる旨を定めている。

これは、現行の寄与分(民法904条1項、2項)や財産分与(民法768条1項、2項)と同様の規律を設けるものである。

これを受け、家事事件手続法も改正され、新たに特別の寄与に関する審判事件に関する規定が追加されている(新家事事件手続法216条の2以下)。

(2) 期間制限

2項ただし書きは、特別の寄与の協議に代わる処分の請求は、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月以内、相続開始の時から1年以内に行わなければならぬと定めている。後段は除斥期間とされている。

この特別寄与の制度の創設にあたっては、相続をめぐる紛争の複雑化、長期化に対する懸念が表明されていた。それを防止する観点から、比較的短期の権利行使期間の制限が設けられることとなった。もっともこのような短期の期間制限が設けられたことにより、失権を回避するために、とりあえず特別寄与の請求を家庭裁判所に行っておくという

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

実務運用が増加し、むしろ紛争が複雑化するのではないかとの懸念がないわけではない。

4. 3項について

3項は、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定めるとしている。

現行の寄与分の制度についての民法904条の2第2項を参考にしたものである。

5. 4項について

4項は、特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができないとしている。

寄与分についての904条の2第3項と同様に、特別寄与料の上限を画した規律である。

6. 5項について

5項は、相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に900条から902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担するとしている。

家庭裁判所によって特別寄与料の金銭の額が定められた場合には、各相続人は法定相続分に応じてその負担をする。特別の寄与の制度は、被相続人に対して貢献をした相続人以外の親族が、相続人でないという理由で遺産分割にあづかれないことの不公平感を解消することを目的とするものであり、本来は相続財産に対して認められるべき性質のものであって、これとは無関係に相続人に請求できる性質のものではないこと、仮に相続財産に対する直接の権利行使を認めることとした場合には、その負担は相続人が公平に分担することになると考えられること等を踏まえ、特別寄与料の金銭の額についても相続人が法定相続分に応じて負担することとしたものである。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

なお、特別寄与者の請求は、必ずしも相続人全員に対してしなければならないものではなく、相続人の一部に対してすることも許容されることから、この点を明確にするために「各相続人」という表現が用いられている。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

図解資料【特別の寄与】

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別の寄与)

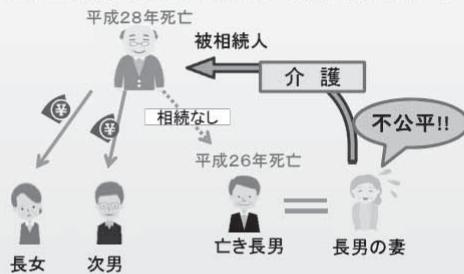
1. 見直しのポイント

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができるとしている。

2. 現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に専念しても、相続財産を取得することができない。

例：亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合

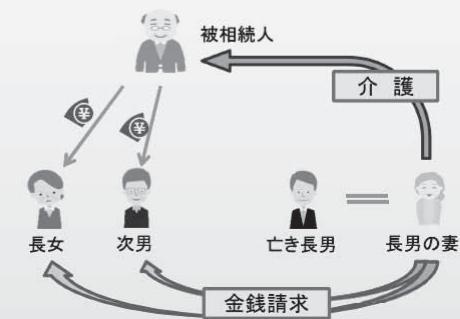


- 被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を全く行っていなかつたとしても、相続財産を取得することができる。

- 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に専念しても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

3. 制度導入のメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して、金銭の請求をすることができる。
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



※ 遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人(長女・次男)だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

<法務省民事局ホームページより <http://www.moj.go.jp/content/001263590.pdf>>

補論 附則

第1 施行期日

(概要)

新民法の施行日を定めた規定である。新民法の施行日は、原則として平成31年7月1日であるが、複数の例外がある。本書総論「相続法改正の経緯と動向について」にて指摘されているとおり、遺言書の方式緩和に関する規定が平成31年1月13日、配偶者の居住の権利に関する規定が平成32年4月1日であることに、特に注意が必要である。

【施行日の概要】

原則	平成31年7月1日	
第一号施行日	公布の日、すなわち 平成30年7月13日	* 債権法改正を更に改正する規定 * 政令への委任規定
	平成31年1月13日	* 遺言書の方式緩和に関する規定 * 関連する経過措置
第二号施行日	債権法改正の施行日、すな わち、平成32年4月1日	* 債権法改正にしたがい見直された規定 * 関連する経過措置
第四号施行日	平成32年4月1日	* 配偶者の居住の権利に関する規定 * 関連する経過措置・他の法律の改正
第五号施行日	人事訴訟法等の一部を改正 する法律の施行日又は新民 法施行日のいずれか遅い日	* 家事事件手続法の改正の一部の規定 * 関連する経過措置

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第30条及び第31条の規定 公布の日
- 二 第1条中民法第968条、第970条第2項及び第982条の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して6月を経過した日
- 三 第1条中民法第998条、第1000条及び第1025条ただし書の改正規定並びに附則第7条及び第9条の規定 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行の日
- 四 第2条並びに附則第10条、第13条、第14条、第17条、第18条及び第23条から第26条までの規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 第3条中家事事件手続法第3条の11及び第3条の14の改正規定並びに附則第11条第1項の規定 人事訴訟法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 20号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(解説)

1 第一号施行日

本号は、今般の新民法において新民法(債権関係)【いわゆる債権法改正】の規定を更に改正した規定、及び政令への委任規定の施行日を平成30年7月13日とした。

(1) 附則30条

① 新民法(債権関係)1012条2項を3項に改める規定

新民法(債権関係)では、1012条2項【遺言執行者の権利義務】中、委任の規定を準用する規定から、すでに遺言執行者に固有の規律のある同法644条の2を削除していた⁵⁰。

今般の新民法は、1012条2項【遺言執行者の定めがある場合に、遺言執行者のみが遺贈の履行をする権限を有する旨の規定】を新設⁵¹したことにより、従来の現行民法1012条2項を3項に改めた。

② 新民法(債権関係) 1016条2項【遺言執行者の復任権】を削る改正規定を、さらに削る部分

新民法(債権関係)では、旧民法(債権関係) 105条【復代理人を選任した任意代理人が本人に対して負う責任を選任・監督責任に限定する規定】が削除するとともに、同条を準用する1016条2項を削除していた⁵²。

今般の新民法では、遺言執行者の復任権についても見直しを行い、法定代理人の責任に関する民法106条後段と同様の規定を、1016条2項として新設した⁵³。これに伴い、新民法は、1016条2項を削除する新民法(債権関係)の規定を、さらに削ることとした。

③ 新民法(債権関係)附則36条【遺言執行者の復任権及び報酬に関する経過措置】の見出し中、「復任権及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とした部分

⁵⁰ 新民法(債権関係)の改正法案段階の書籍となるが、当 兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム『新旧対照逐条解説 民法(債権関係)改正法案』(新日本法規、平成27年)201頁参照。

⁵¹ 本書 第3・4「遺言執行者の権限の明確化」参照。

⁵² 前掲書(注1)『新旧対照逐条解説 民法(債権関係)改正法案』(201頁参照)。

⁵³ 本書 第3・4「遺言執行者の権限の明確化」参照。

新民法(債権関係)附則36条は、新民法(債権関係)において現行民法105条が削除されることを前提に、「遺言執行者の復任権及び報酬に関する経過措置」を設けていた⁵⁴。

今般の新民法において、1016条2項を削除せずにその内容を改めることとしたことに伴い、新民法(債権関係)附則36条の見出し中、「復任権及び」の部分、及び同条第1項を削り、同条第2項を1016条と扱うこととした。

(2) 附則31条【政令への委任】

2 第二号施行日

本号は、遺言書の方式緩和に関する規定及びこれらに関連する経過措置の規定の施行日を、平成31年1月13日とした。

(1) 新民法

- ① 968条【自筆証書遺言】の方式緩和に関する規定⁵⁵
- ② 970条【秘密証書遺言】第2項の改正規定

新民法968条に2項が新設され、従前の2項が3項となったことに伴い、同970条第2項において準用する条文を「968条2項」から「968条3項」に変更した。

- ③ 982条【普通の方式による遺言の規定の準用】の改正規定

970条の場合と同様、新民法968条に2項が新設され、従前の2項が3項となったことに伴い、同982条において準用する条文を「968条2項」から「968条3項」に変更した。

(2) 附則6条【自筆証書遺言の方式に関する経過措置】

3 第三号施行日

⁵⁴ 前掲書(注1)『新旧対照逐条解説 民法(債権関係)改正法案』(214頁参照)。

⁵⁵ 本書 第3・1「自筆証書遺言の方式緩和」参照。

本号は、新民法(債権関係)における規律の変更にしたがい見直された規定⁵⁶、及びこれらに関連する経過措置の規定の施行日を、新民法(債権関係)の施行日(平成32年4月1日)とした。

(1) 新民法

① 998条【遺贈義務者の引渡義務】

新民法(債権関係)では、売買等の担保責任に関する規律が見直され、いわゆる法定責任説の考え方を否定し、無償行為である贈与の担保責任についても規定の見直しを行っている。

今般の新民法は、上記のような新民法(債権関係)における贈与の担保責任に関する規律にしたがい、現行民法998条の規定を改正した。

② 1000条【第三者の権利の目的である財産の遺贈】を削除し、新民法998条に統合する改正

今般の新民法は、新民法(債権関係)における規律を受け、他人物遺贈に関する現行民法1000条を削除し、新民法998条により規律することとした。

③ 1025条ただし書【撤回された遺言の効力】の改正規定

今般の新民法は、新民法(債権関係)において錯誤に基づく意思表示が詐欺、強迫とともに取消しの対象となったことを受け、撤回された遺言の効力が例外的に回復することとなる場合として新たに「錯誤」を追加した。

(2) 附則

① 7条【遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置】、

② 9条【撤回された遺言の効力に関する経過措置】

4 第四号施行日

⁵⁶ 本書 第3・3「遺贈の担保責任等」参照。

本号は、「配偶者の居住の権利」新設に伴い⁵⁷、当該規定、およびこれに関連する経過措置、他の法律を改正する規定の施行日を、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とし、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、施行期日を平成32年4月1日とした。

(1) 新民法

①目次の整備、②「第8章 遺留分」中、1028条から1041条までを削除する部分、
③第5編第9章を第10章とし、第8章を第9章とする部分、④第7章の次に「第8章 配偶者の居住の権利」を加える部分

(2) 附則

① 10条【配偶者の居住の権利に関する経過措置】

② 他の法律の改正

13条【刑法の一部改正】、14条【抵当証券法の一部改正】、17条【公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正】、18条【都市再開発法の一部改正】、23条【密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正】24条【マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正】25条【独立行政法人都市再生機構法の一部改正】第26条【不動産登記法の一部改正】

5 第五号施行日

本号は、家事事件手続法の一部改正中、①同法3条の11【相続に関する審判事件の管轄権】②同3条の14【特別の事情による申立ての却下】の改正規定、及び③附則11条【家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置】第1項の施行日を、人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行日又は新民法施行日のいずれか遅い日とした。

第2 経過措置

⁵⁷ 本書 第1「配偶者の居住権を保護するための方策」参照。

(概要)

改正法に移行するまでの経過的措置を定めた、重要な規定である⁵⁸。

原則	附則2条 新法施行日前に開始した相続 → 新法を適用しない。
	<p>附則3条 共同相続における権利の承継の対抗要件の規定(899条の2)⁵⁹</p> <p>施行日前に開始した相続に関し、遺産分割による債権の承継がされ、<u>施行日後に承継の通知がされたとき</u> → 新法を適用</p>
	<p>附則4条 婚姻期間が20年以上の夫婦間ににおいて居住用不動産の遺贈・贈与がなされた場合、同条第3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定する規定(903条4項)⁶⁰</p> <p>施行日前に遺贈贈与がされたとき → 新法を適用しない</p>
	<p>附則5条 遺産の分割前における預貯金債権の行使に関する規定(909条の2)⁶¹</p> <p>施行日前に開始した相続に関し<u>施行日後に預貯金債権が行使されたとき</u> → 新法を適用</p> <p>施行日から第三号施行日前日まで →新民法909条の2「預貯金債権のうち」を、「預貯金債権(預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいう。以下同じ。)のうちとす</p>

⁵⁸ 経過措置の基本的な考え方については、筒井健夫=村松秀樹編『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務、2018年)379頁 参照。

⁵⁹ 本書 第5・1「相続による権利の承継に関する規律」参照。

⁶⁰ 本書 第2・1「配偶者保護の方策」参照。

⁶¹ 本書 第2・4「仮払い制度等の創設・要件明確化」参照。

補論 附則

		る。
	附則6条 自筆証書遺言の方式に関する規定(96 8条第2項及び第3項)。	第二号施行日【平成31年1月31日】前に された自筆証書遺言 → 新法を適用しない
	附則7条 遺贈義務者の引渡義務等 1 遺贈義務者の引渡義務(998条)の 改正部分	<u>第三号施行日前にされた遺贈</u> → 新法を適用しない
	2 第三者の権利の目的である財産の遺 贈(1000条)	<u>第三号施行日前にされた第三者の権利の</u> 目的である財産の遺贈 → 効力を有する
	附則8条 1 遺言執行者の任務の開始(1007条 第2項)及び遺言執行者の権利義務(10 12条) 2 特定財産に関する遺言の執行(101 4条第2項から第4項)	<u>施行日前に開始した相続に関し、施行日</u> <u>以後に遺言執行者となる者に</u> → 新法を適用 施行日前にされた特定の財産に関する遺 言に係る遺言執行者によるその執行 → 新法を適用しない
	3 遺言執行者の復任権(1016条)	施行日前にされた遺言に係る遺言執行者 の復任権 → 新法を適用しない
	附則9条	<u>第三号施行日前にされた遺贈</u>

	撤回された遺言の効力が回復する場合 として錯誤を追加する規定(1025条た だし書)	→ 新法を適用しない
	附則10条	
1	第8章 第2節 配偶者短期居住権 (1037条から1041条)	第四号施行日以降に開始した相続 → 新法を適用
2	第8章 第1節 配偶者居住権(1028 条から1036条)	第四号施行日前にされた遺贈 → 新法を適用

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第2条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(共同相続における権利の承継の対抗要件に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の民法(以下「新民法」という。)第899条の2の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与に関する経過措置)

第4条 新民法第903条第4項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使に関する経過措置)

第5条 新民法第909条の2の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。

2 施行日から附則第1条第三号に定める日の前日までの間における新民法第909条の2の規定の適用については、同条中「預貯金債権のうち」とあるのは、「預貯金債権(預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいう。以下同じ。)のうち」とする。

(自筆証書遺言の方式に関する経過措置)

第6条 附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日前にされた自筆証書遺言については、新民法第968条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置)

第7条 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前にされた遺贈に係る遺贈義務者の引渡義務については、新民法第998条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正前の民法第1000条の規定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の目的である財産の遺贈については、なおその効力を有する。

(遺言執行者の権利義務等に関する経過措置)

第8条 新民法第1007条第2項及び第1012条の規定は、施行日前に開始した相続に關し、施行日以後に遺言執行者となる者にも、適用する。

2 新民法第1014条第2項から第4項までの規定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者によるその執行については、適用しない。

3 施行日前にされた遺言に係る遺言執行者の復任権については、新民法第1016条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(撤回された遺言の効力に関する経過措置)

第9条 第三号施行日前に撤回された遺言の効力については、新民法第1025条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(配偶者の居住の権利に関する経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の民法(次項において「第四号新民法」という。)第1028条から第1041条までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。

2 第四号新民法第1028条から第1036条までの規定は、第四号施行日前にされた遺贈については、適用しない。

第3 他の法律の改正等

(解説)

附則では、他の法律の改正・経過措置・調整規定を置く。

11条(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置) 12条(家事事件手続法の一部改正に伴う調整規定) 13条(刑法の一部改正) 14条(抵当証券法の一部改正) 15条(農業協同組合法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正) 16条(農業協同組合法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 17条(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正) 18条(都市再開発法の一部改正) 19条(著作権法の一部改正) 20条(著作権法の一部改正に伴う経過措置) 21条(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正) 22条(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 23条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正) 24条(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正) 25条(独立行政法人都市再生機構法の一部改正) 26条(不動産登記法の一部改正) 27条(信託法の一部改正) 28条(信託法の一部改正に伴う経過措置) 29条(中

小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)30条(民法の一部を改正する法律の一部改正)

2 本改正は、関係各所における実務に重要な影響を与えることとなるので、これらの附則の規定についても、確認と注意が必要である。

長期居住権の簡易な評価方法について

本部会資料は、長期居住権の簡易な評価方法について検討を加えたものであるが、このような評価方法は、「部会資料 19-1」第2の2のとおり、長期居住権の財産評価につき簡易な方法を用いることについて相続人全員の合意がある場合に利用されることを想定したものである。

以下では、建物自体の価額（後記1）と敷地利用権の価額（後記2）とに分けて検討を加えることとする。

1 建物の評価方法

遺産分割の実務においては、建物の評価方法として、固定資産税評価額が広く利用されているものと考えられる。また、相続税評価においては、家屋の評価はその家屋の固定資産税評価額と同額とされている（財産評価基本通達89¹）。

このような実務の状況を踏まえ、長期居住権の対象となる居住建物（以下「居住建物」という。）についても、その固定資産税評価額をベースとした評価を行う方法が考えられる。例えば、長期居住権の負担が付いた建物所有権（以下「長期居住権付所有権」という。）に着目し、下記計算式1のように、長期居住権を設定した場合に建物所有者が得ることとなる利益の現在価値を長期居住権付所有権の価額とした上で、その価額を（何らの制約がない）建物所有権の価額から差し引いたものを長期居住権の価額とすることが考えられる。

このように、本部会資料において、これまでの部会資料とは異なる算定方法を用いることとしたのは、居住建物の賃料相当額の算定には専門的知見が不可欠であり、一般の国民がその算定をした上で長期居住権の財産評価をするのは困難であること等を考慮したものである。

¹ ○財産評価基本通達

(家屋の評価)

89 家屋の価額は、その家屋の固定資産税評価額(地方税法第三八一条((固定資産課税台帳の登録事項))の規定により家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。以下この章において同じ。)に別表一に定める倍率※を乗じて計算した金額によって評価する。

※倍率：1.0

【計算式 1】

① 建物の価額（固定資産税評価額）

=②長期居住権付所有権の価額+③長期居住権の価額

② 長期居住権付所有権の価額（注 1）

=①固定資産税評価額 × $\frac{\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} + \text{存続年数(注 3)})}{\text{法定耐用年数(注 2)} - \text{経過年数}} \times \text{ライピニツツ係数}$

(注 4)

③ 長期居住権の価額

=①固定資産税評価額-②長期居住権付所有権の価額

(注 1) 計算結果がマイナスとなる場合には、0円とする。

(注 2) 法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において構造・用途ごとに規定されており、木造の住宅用建物は 22 年、鉄筋コンクリート造の住宅用建物は 47 年と定められている。

(注 3) 長期居住権の存続期間が終身である場合には、簡易生命表記載の平均余命の値を使用するものとする。

(注 4) ライピニツツ係数は以下のとおりとなる（小数第四位以下四捨五入）。

債権法改正案（3%）		現行法（5%）
5年	0. 863	0. 784
10年	0. 744	0. 614
15年	0. 642	0. 481
20年	0. 554	0. 377
25年	0. 478	0. 295
30年	0. 412	0. 231

【計算式 1 の補足説明】

計算式 1 は、相続開始時における居住建物の財産価値を固定資産税評価額とした上で、これについて長期居住権の存続期間分の減価償却（定額法²に準ずる）をすることにより存続期間満了時点の建物価額を算定し、ライピニツツ係数を使って、これを現在価値に引き直すこととしたものである。

² 定額法とは、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年度同一になるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年度分の償却費として償却する方法をいい、建物についての償却方法として定められている（法人税法施行令第 48 条等）。

仮に長期居住権の存続期間が建物の残存耐用年数を超える場合には、存続期間満了時の建物の価値を0円として計算する旨を（注1）に記載している。この場合には、居住建物がマンションであれば長期居住権の価額が所有権の価額と等しくなるため、あえて長期居住権を設定する意義に乏しいこととなるが、居住建物が一戸建てであれば、後記のとおり、敷地について長期居住権の負担が付いた敷地の価額を別途算定することになるため、その限りで長期居住権を設定する意義はなお存在することとなる。

【計算式1の利用例（相続人間の合意がある場合。以下同じ）】

※小数第4位以下は四捨五入

(1) マンションA（築10年、鉄筋コンクリート造、固定資産税評価額2000万円）の一室を対象として存続期間20年の長期居住権を設定した場合

- ・ 長期居住権付所有権の価額

$$= 2000 \text{ 万} \times \frac{47 - (10 + 20)}{47 - 10} \times 0.554$$

$$\doteq 2000 \text{ 万} \times 0.255$$

$$= 508 \text{ 万円}$$

- ・ 長期居住権の価額

$$= 2000 \text{ 万} - 508 \text{ 万}$$

$$= 1492 \text{ 万円}$$

(2) マンションB（築20年、鉄筋コンクリート造、固定資産税評価額1000万円）の一室を対象として終身期間の長期居住権を設定した場合（配偶者（女性）の年齢：70歳）

※70歳女性の平均余命→19.81年÷20年

- ・ 長期居住権付所有権の価額

$$= 1000 \text{ 万} \times \frac{47 - (20 + 20)}{47 - 20} \times 0.554$$

$$\doteq 1000 \text{ 万} \times 0.144$$

$$= 143 \text{ 万円}$$

- ・ 長期居住権の価額

$$= 1000 \text{ 万} - 143 \text{ 万}$$

= 857万円

(3) 一戸建てC（築10年、木造、固定資産税評価額1000万円）を対象として存続期間15年の長期居住権を設定した場合

- ・ 長期居住権付所有権の価額
=（計算式1②の計算結果がマイナスとなるため）0円
- ・ 長期居住権の価額
= 1000万円（建物価格と同じ）

(4) 一戸建てD（築20年、木造、固定資産税評価額500万円）を対象として存続期間10年の長期居住権を設定した場合

- ・ 長期居住権付所有権の価額
=（計算式1②の計算結果がマイナスとなるため）0円
- ・ 長期居住権の価額
= 500万円（建物価格と同じ）

(5) 一戸建てE（築15年、鉄筋コンクリート造、固定資産税評価額1400万円）を対象として終身期間の長期居住権を設定した場合（配偶者（女性）の年齢：60歳）

※60歳女性の平均余命→28.68年≈29年

- ・ 長期居住権付所有権の価額
$$= 1400 \text{万} \times \frac{47 - (15 + 29)}{47 - 15} \times 0.424 \quad (29\text{年間のライブニッツ係数})$$
$$\approx 1400 \text{万} \times 0.040$$
$$= 56 \text{万円}$$
- ・ 長期居住権の価額
= 1400万 - 56万
= 1344万円

2 敷地利用権の評価方法（長期居住権の対象が一戸建ての場合）

居住建物が一戸建てである場合には、配偶者は、長期居住権の存続期間中は居住建物の敷地を排他的に使用することとなるため、敷地利用権について借地権等と同様の評価をする必要があるものと考えられる。

そこで、敷地利用権の評価方法として、以下の2つの方法が考えられる。

(1) 甲案（ライプニッツ係数を利用）

① 長期居住権付敷地の価額

$$= \text{敷地の固定資産税評価額} [÷0.7] \times \text{ライプニッツ係数}$$

② 長期居住権に基づく敷地利用権

$$= \text{敷地の固定資産税評価額} [÷0.7] - \text{長期居住権付敷地の価額}$$

$$(\text{=敷地の固定資産税評価額} [÷0.7] \times (1 - \text{ライプニッツ係数}))$$

(2) 乙案（敷地利用権割合を新たに策定）

① 長期居住権付敷地の価額

$$= \text{敷地の固定資産税評価額} [÷0.7] \times (1 - \text{敷地利用権割合} \text{ (注)})$$

② 長期居住権に基づく敷地利用権の価額

$$= \text{敷地の固定資産税評価額} [÷0.7] \times \text{敷地利用権割合}$$

(注) 敷地利用権割合は、長期居住権の存続期間に応じ、以下のとおりとする【P】。

存続期間5年以下	20%	25年超30年以下	70%
5年超10年以下	30%	30年超35年以下	80%
10年超15年以下	40%	35年超40年以下	90%
15年超20年以下	50%	40年超	95%
20年超25年以下	60%		

【甲案の補足説明】

一戸建てを対象として長期居住権を設定する場合における長期居住権の価額については、甲案及び乙案のいずれにおいても、長期居住権に基づく敷地利用権の価額に計算式1で算出した建物の価額を加えて算出することを想定している。

甲案は、敷地については建物とは異なり経年劣化を考慮する必要性が少ないこと等を考慮しつつ、長期居住権の存続期間中は敷地所有権者が敷地を自由に使用収益することができないことに着目し、敷地所有権者が長期居住権の存続期間満了後に得ることとなる負担のない敷地所有権の価額を現在価値に引き直すことにより、長期居住権付敷地の価額を算出しようとするものである。

敷地所有権の価額の算定方法としては、建物におけるのと同様、当該敷地の固定資産税評価額を用いることとしているが、固定資産税評価額は公示価格の7

0%とされていることに鑑み、これを割り戻す³ことも考えられる（乙案においても同じ）。また、事案に応じて、固定資産税評価額以外のより適切な評価額（公示価格、相続税評価額など）を利用することも考えられる。

甲案によれば、建物と敷地の間で係数が共通となり、より整合的な算定方法になるものと考えられる。

なお、甲案及び乙案のいずれにおいても、基本的には、居住建物がその敷地である土地の大部分を占めること（土地の固定資産税評価額=敷地の固定資産税評価額）を想定しているが、仮に居住建物の敷地が当該土地のごく一部分にすぎない場合には、各面積の割合を掛け合わせて算出した敷地部分のみの固定資産税評

価額（土地全体の固定資産税評価額× $\frac{\text{建物の敷地面積}}{\text{土地全体の面積}}$ ）を用いることが考えられる。

【甲案の利用例（年3%で算定した場合）】

※ 下記(1)～(3)の一戸建てC、D及びEは、それぞれ【計算式1の利用例】における(3)～(5)と同一条件である（乙案においても同じ）。

(1) 一戸建てC（築10年、木造、固定資産税評価額1000万円）を対象として存続期間15年の長期居住権を設定した場合における敷地（固定資産税評価額4000万円）について

- ・ 土地建物価格（固定資産税評価額合計）
= 1000万 + 4000万
= 5000万円
- ・ Cの長期居住権付敷地の価額
= 4000万 × 0.642
= 2568万円

³ 不動産の鑑定評価において、土地の正常価格（更地としての価格）を求めるときは公示価格を規準としなければならないとされている（地価公示法第8条）ところ、相続税評価及び固定資産税評価に当たっては、公示価格を基準とし、その一定割合（相続税評価額は公示価格の80%，固定資産税評価額は公示価格の70%）を評価額とすることとされている。このため、不動産評価を簡易に行う方法として、固定資産税評価額を70%で割り戻す（+時点修正を施す）方法がある。なお、甲案及び乙案において固定資産税評価額の割戻しを行うものとした場合には、居住建物についての計算式1で固定資産税評価額を割り戻さずにそのまま利用していることとの整合性が問題となり得るが、相続税評価及び遺産分割の実務上も建物については割戻しを行っていないこと、建物は土地と比べて相対的に価値が低く、最終的に解体費用の負担が必要となることなどを考慮すると、建物については割戻しを行わないものとすることにも一定の合理性があるものと考えられる。

- C長期居住権に基づく敷地利用権の価額
 $= 4000\text{万} - 2568\text{万}$
 $= 1432\text{万円} \rightarrow \text{土地価格の} 36\%$
- C長期居住権の価額合計
 $= 1000\text{万} + 1432\text{万}$
 $= 2432\text{万円} \rightarrow \text{土地建物価格の約} 49\%$

(2) 一戸建てD（築20年、木造、固定資産税評価額500万円）を対象として存続期間10年の長期居住権を設定した場合における敷地（固定資産税評価額3000万円）について

- 土地建物価格（固定資産税評価額合計）
 $= 500\text{万} + 3000\text{万}$
 $= 3500\text{万円}$
- Dの長期居住権付敷地の価額
 $= 3000\text{万} \times 0.744$
 $\approx 2232\text{万円}$
- D長期居住権に基づく敷地利用権の価額
 $= 3000\text{万} - 2232\text{万}$
 $= 768\text{万円} \rightarrow \text{土地価格の約} 26\%$
- D長期居住権の価額合計
 $= 500\text{万} + 768\text{万}$
 $= 1268\text{万円} \rightarrow \text{土地建物価格の約} 36\%$

(3) 一戸建てE（築15年、鉄筋コンクリート造、固定資産税評価額1400万円）を対象として終身期間の長期居住権を設定した場合（配偶者（女性）の年齢：60歳→平均余命約29年）における敷地（固定資産税評価額6000万円）について

- 土地建物価格（固定資産税評価額合計）
 $= 1400\text{万} + 6000\text{万}$
 $= 7400\text{万円}$
- Eの長期居住権付敷地の価額
 $= 6000\text{万} \times 0.424$
 $\approx 2544\text{万円}$

- E長期居住権に基づく敷地利用権の価額
 $= 6000\text{万} - 2544\text{万}$
 $= 3456\text{万円} \rightarrow \text{土地価格の約} 58\%$
- E長期居住権の価額合計
 $= 1344\text{万} + 3456\text{万}$
 $= 4800\text{万円} \rightarrow \text{土地建物価格の約} 65\%$

【乙案の補足説明】

一般的な相続税評価額の算定においては、貸宅地（普通借地権の目的となっている宅地）の評価方法は、

貸宅地価格

$$= \text{当該宅地の自用地価格} (\text{※1}) \times (1 - \text{借地権割合} (\text{※2}))$$

※1 宅地の評価は、路線価方式又は倍率方式によることとされており、路線価方式による場合には、路線価 ($/ \text{m}^2$) \times 奥行価格補正（率）等の画地調整×地積を求めた上で、当該宅地の状況に応じた各種補正を施すことにより算出するとされている（財産評価基本通達⁴以下）。

※2 借地権割合は、路線価図において地域ごとに30～90%と定められている。

とされており、遺産分割の調停実務においても同様の評価方法を用いる場合があるとされている。もっとも、長期居住権についてこの評価方法をそのまま利用すると、敷地利用権の存続期間の長短が何ら反映されないとの問題点があるように思われる。

これに対し、地上権（借地借家法に規定する借地権等を除く。）については、以下のとおり、その残存期間に応じた評価方法が定められている（相続税法第23条⁵）。

⁴ ○財産評価基本通達
(評価の方式)

1 1 宅地の評価は、原則として、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方式によって行う。
(一) 市街地的形態を形成する地域にある宅地 路線価方式
(二) (一)以外の宅地 倍率方式

⁵ ○相続税法
(地上権及び永小作権の評価)

第二十三条 地上権（借地借家法（平成三年法律第九十号）に規定する借地権又は民法第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）の地上権に該当するものを除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつてある土地のこれらの

地上権評価額＝自用地価格×残存期間に応ずる地上権割合

乙案は、このような地上権についての評価方法を参考に、長期居住権の残存期間に応ずる敷地利用権割合を新たに策定し、これを用いて評価を行うこととしたものである。

敷地利用権割合については、

- ・ 敷地所有者は、長期居住権の存続期間中、当該敷地を自ら使用収益することができず、地代支払も受けられないこと
- ・ 当該敷地についての固定資産税を含む必要費については、長期居住権の存続期間中、長期居住権者（配偶者）がこれを負担すること
- ・ 長期居住権の存続期間が相当長期に及ぶ場合には、敷地の所有権とほぼ同額（95%）とするのが相当と考えられること
- ・ 仮に長期居住権を利用する場合には、配偶者の年齢・平均余命等から考えて、その存続期間を10～20年程度とする場合が比較的多いのではないかと想定されるところ、大まかな目安として、存続期間が15～20年の場合に長期居住権に基づく敷地利用権が敷地所有権の半分（50%）程度となるのが相当と考えられること

などを考慮し、前記（注）のとおりとすることを提案している。

もっとも、このような敷地利用権割合を新たに策定することについては、敷地利用権割合を適切に定めることができかという根本的な問題があり、現行の不動産評価や相続税評価の実務との整合性等について、専門家を交えた慎重な検討が必要となるものと考えられる。また、例えば、敷地所有者が被相続人以外の第三者であり、相続開始前から当該敷地について借地権等が設定されていたような場

権利を取得した時におけるこれらの権利が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの 百分の五

残存期間が十年を超え十五年以下のもの 百分の十

残存期間が十五年を超え二十年以下のもの 百分の二十

残存期間が二十年を超え二十五年以下のもの 百分の三十

残存期間が二十五年を超えて三十年以下のもの及び地上権で存続期間の定めのないもの 百分の四十

残存期間が三十年を超えて三十五年以下のもの 百分の五十

残存期間が三十五年を超えて四十年以下のもの 百分の六十

残存期間が四十年を超えて四十五年以下のもの 百分の七十

残存期間が四十五年を超えて五十年以下のもの 百分の八十

残存期間が五十年を超えるもの 百分の九十

合には、その借地権等について財産評価を行えば足り、基本的には乙案の算定方法を用いる必要はないものと考えられる。

【乙案の利用例】

(1) 一戸建てC（築10年、木造、固定資産税評価額1000万円）を対象として存続期間15年の長期居住権を設定した場合における敷地（固定資産税評価額4000万円）について

- 土地建物価格（固定資産税評価額合計）
= 1000万 + 4000万
= 5000万円
- Cの長期居住権付敷地の価額
= 4000万 × (1 - 0.4)
= 2400万円
- C長期居住権に基づく敷地利用権の価額
= 4000万 × 0.4
= 1600万円 → 土地価格の40%
- C長期居住権の価額合計
= 1000万 + 1600万
= 2600万円 → 土地建物価格の52% ※甲案では約49%

(2) 一戸建てD（築20年、木造、固定資産税評価額500万円）を対象として存続期間10年の長期居住権を設定した場合における敷地（固定資産税評価額3000万円）について

- 土地建物価格（固定資産税評価額合計）
= 500万 + 3000万
= 3500万円
- Dの長期居住権付敷地の価額
= 3500万 × (1 - 0.3)
= 2450万円
- D長期居住権に基づく敷地利用権の価額
= 3500万 × 0.3
= 1050万円 → 土地価格の35%

- D長期居住権の価額合計
 $= 500\text{万} + 1050\text{万}$
 $= 1550\text{万円} \rightarrow \text{土地建物価格の約} 44\% \quad \text{※甲案では約} 36\%$

(3) 一戸建てE（築15年、鉄筋コンクリート造、固定資産税評価額1400万円）を対象として終身期間の長期居住権を設定した場合（配偶者（女性）の年齢：60歳→平均余命約29年）における敷地（固定資産税評価額6000万円）について

- 土地建物価格（固定資産税評価額合計）
 $= 1400\text{万} + 6000\text{万}$
 $= 7400\text{万円}$
- Eの長期居住権付敷地の価額
 $= 6000\text{万} \times (1 - 0.7)$
 $= 1800\text{万円}$
- E長期居住権に基づく敷地利用権の価額
 $= 6000\text{万} \times 0.7$
 $= 4200\text{万円} \rightarrow \text{土地価格の} 70\%$
- E長期居住権の価額合計
 $= 1344\text{万} + 4200\text{万}$
 $= 5544\text{万円} \rightarrow \text{土地建物価格の約} 75\% \quad \text{※甲案では約} 65\%$

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）

（趣旨）

第1条 この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。次条第一項において同じ。）における遺言書（民法（明治29年法律第89号）第968条の自筆証書によつた遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。

（遺言書保管所）

第2条 遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

（遺言書保管官）

第3条 遺言書保管所における事務は、遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱う。

（遺言書の保管の申請）

第4条 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができる。

2 前項の遺言書は、法務省令で定める様式に従つて作成した無封のものでなければならない。

3 第1項の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（遺言者の作成した他の遺言書が現に遺言書保管所に保管されている場合にあっては、当該他の遺言書が保管されている遺言書保管所）の遺言書保管官に対してしなければならない。

4 第1項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を遺言書保管官に提出しなければならない。

一 遺言書に記載されている作成の年月日

二 遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）

三 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所

イ 受遺者

ロ 民法第1006条第1項の規定により指定された遺言執行者

四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

5 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 遺言者が第一項の申請をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。

（遺言書保管官による本人確認）

第5条 遺言書保管官は、前条第1項の申請があつた場合において、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

（遺言書の保管等）

第6条 遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行う。

- 2 遺言者は、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所（第4項及び第8条において「特定遺言書保管所」という。）の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができる。
- 3 前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。
- 4 遺言者が第2項の請求をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならぬ。この場合においては、前条の規定を準用する。
- 5 遺言書保管官は、第1項の規定による遺言書の保管をする場合において、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあっては、これに相当する日として政令で定める日）から相続に関する紛争を防止する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができる。

（遺言書に係る情報の管理）

- 第7条 遺言書保管官は、前条第一項の規定により保管する遺言書について、次項に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならない。
- 2 遺言書に係る情報の管理は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する遺言書保管ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
 - 一 遺言書の画像情報
 - 二 第4条第4項第1号から第3号までに掲げる事項
 - 三 遺言書の保管を開始した年月日
 - 四 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号
 - 3 前条第5項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第5項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替えるものとする。

（遺言書の保管の申請の撤回）

- 第8条 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第4条第1項の申請を撤回することができる。
- 2 前項の撤回をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した撤回書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。
 - 3 遺言者が第1項の撤回をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、第5条の規定を準用する。
 - 4 遺言書保管官は、遺言者が第1項の撤回をしたときは、遅滞なく、当該遺言者に第6条第1項の規定により保管している遺言書を返還するとともに、前条第2項の規定により管理している当該遺言書に係る情報を消去しなければならない。

（遺言書情報証明書の交付等）

- 第9条 次に掲げる者（以下この条において「関係相続人等」という。）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（第5項及び第12条第1項第3号において「遺言書情報証明書」という。）の交付を請求することができる。
- 一 当該遺言書の保管を申請した遺言者の相続人（民法第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者及び相続の放棄をした者を含む。以下この条において同じ。）
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者又はその相続人（口に規

定する母の相続人の場合にあっては、口に規定する胎内に在る子に限る。)

イ 第4条第4項第3号イに掲げる者

ロ 民法第781条第2項の規定により認知するものとされた子(胎内に在る子にあっては、その母)

ハ 民法第893条の規定により廃除する意思を表示された推定相続人(同法第892条に規定する推定相続人をいう。以下このハにおいて同じ。)又は同法第894条第2項において準用する同法第893条の規定により廃除を取り消す意思を表示された推定相続人

ニ 民法第897条第1項ただし書の規定により指定された祖先の祭祀を主宰すべき者

ホ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第17条の5第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第37条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者

ヘ 信託法(平成18年法律第108号)第3条第2号に掲げる方法によって信託がされた場合においてその受益者となるべき者として指定された者若しくは残余財産の帰属すべき者となるべき者として指定された者又は同法第89条第2項の規定による受益者指定権等の行使により受益者となるべき者

ト 保険法(平成20年法律第56号)第44条第1項又は第73条第1項の規定による保険金受取人の変更により保険金受取人となるべき者

チ イからトまでに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者

三 前2号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載された次に掲げる者

イ 第4条第4項第3号ロに掲げる者

ロ 民法第830条第1項の財産について指定された管理者

ハ 民法第839条第1項の規定により指定された未成年後見人又は同法第848条の規定により指定された未成年後見監督人

ニ 民法第902条第1項の規定により共同相続人の相続分を定めることを委託された第三者、同法第908条の規定により遺産の分割の方法を定めることを委託された第三者又は同法第1006条第1項の規定により遺言執行者の指定を委託された第三者

ホ 著作権法(昭和45年法律第48号)第75条第2項の規定により同条第1項の登録について指定を受けた者又は同法第116条第3項の規定により同条第1項の請求について指定を受けた者

ヘ 信託法第3条第2号に掲げる方法によって信託がされた場合においてその受託者となるべき者、信託管理人となるべき者、信託監督人となるべき者又は受益者代理人となるべき者として指定された者

ト イからヘまでに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者

2 前項の請求は、自己が関係相続人等に該当する遺言書(以下この条及び次条第1項において「関係遺言書」という。)を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

3 関係相続人等は、関係遺言書を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができる。

4 第1項又は前項の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

5 遺言書保管官は、第1項の請求により遺言書情報証明書を交付し又は第3項の請求により関係遺言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言

書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第4条第4項第3号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(遺言書保管事実証明書の交付)

第10条 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第7条第2項第2号(第4条第4項第1号に係る部分に限る。)及び第4号に掲げる事項を証明した書面(第12条第1項第3号において「遺言書保管事実証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の請求について準用する。

(遺言書の検認の適用除外)

第11条 民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

(手数料)

第12条 次の各号に掲げる者は、物価の状況のほか、当該各号に定める事務に要する実費を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 遺言書の保管の申請をする者遺言書の保管及び遺言書に係る情報の管理に関する事務
- 二 遺言書の閲覧を請求する者遺言書の閲覧及びそのための体制の整備に関する事務
- 三 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付を請求する者遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付及びそのための体制の整備に関する事務

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第13条 遺言書保管官の処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第2章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第14条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第15条 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第4章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第16条 遺言書保管官の処分に不服がある者又は遺言書保管官の不作為に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をることができる。

2 審査請求をするには、遺言書保管官に審査請求書を提出しなければならない。

3 遺言書保管官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

- 4 遺言書保管官は、前項に規定する場合を除き、3日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。この場合において、監督法務局又は地方法務局の長は、当該意見を行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員に送付するものとする。
- 5 法務局又は地方法務局の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、遺言書保管官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。
- 6 法務局又は地方法務局の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、遺言書保管官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。
- 7 第1項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第29条第5項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）第16条第4項に規定する意見の送付」と、同法第30条第1項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第16条第4項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第17条 行政不服審査法第13条、第15条第6項、第18条、第21条、第25条第2項から第7項まで、第29条第1項から第4項まで、第31条、第37条、第45条第3項、第46条、第47条、第49条第3項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第5項まで及び第52条の規定は、前条第1項の審査請求については、適用しない。

（政令への委任）

第18条 この法律に定めるもののほか、遺言書保管所における遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

執筆担当

序論 相続法改正の経緯と動向について 【村上公一】

第1 配偶者の居住権を保護するための方策 【今後武】

1 配偶者居住権

2 配偶者短期居住権

第2 遺産分割に関する見直し等

1 持戻し免除の意思表示の推定規定 【重田和寿】

2 仮払い制度等の創設・要件明確化 【吉田邦子】

3 一部分割 【吉田圭孝】

4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲 【辻のぼる】

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和 【吉田圭孝】

2 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設 【吉田圭孝】

3 遺贈の担保責任等 【重田和寿】

4 遺言執行者の権限の明確化等 【辻のぼる】

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し 【上原隆志】

2 遺留分の算定方法の見直し 【城戸直樹】

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し 【芦田淳】

第5 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し

1 相続による権利の承継に関する規律 【高木佐和子】

2 義務の承継に関する規律 【坂田智子】

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 【辰巳裕規】

第7 附則 【赤木潤子】

改正相続法についての解説

発行日 2018年11月27日
編集・著作 兵庫県弁護士会民法改正検討プロジェクトチーム
発行 兵庫県弁護士会
〒650-0016 神戸市中央区橘通1丁目4番3号
電話 078-341-7061(代表)